

△ 開 会 午前9時30分

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまから令和2年第4回字検村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、肥後充浩君、吉永常明君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（杉浦治俊君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

会期は、本日から12月11日までの4日間と決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（杉浦治俊君）

日程第3、諸般の報告を行います。

私の諸般の報告は、お手元にお配りしてあります報告書のとおりです。お目通しを願いたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（杉浦治俊君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から、行政報告の申し出がありました。

これを許します。

○村長（元山公知君）

皆さん、おはようございます。令和2年9月定例議会報告後の行政報告を行います。

皆様のお手元にお配りしているとおりでございますが、主だったものを報告いたします。

10月14日、国土交通政策局長との懇談会が奄美市であり、出席いたしました。

10月16日、村育英財団理事会を元気の出る館で行いました。

10月20日、国土交通副大臣との懇談会が奄美市であり、出席いたしました。

10月22日、県政懇談会が鹿児島市であり、出席いたしました。

11月4日、第133回鹿児島県町村会定期総会が鹿児島市であり、出席いたしました。

11月9日、宇検村総合教育会議を役場で行いました。

11月20日、新過疎法制定実現総決起大会が東京であり、出席いたしました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

これで、行政報告は終わりました。

△ 一般質問

○議長（杉浦治俊君）

日程第5、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

2番、壽山新太郎君。

○2番（壽山新太郎君）

皆さん、おはようございます。今年最後的一般質問に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。さて、全国各地におきまして感染拡大が続く新型コロナウイルスでございますが、当奄美大島における新型コロナの警戒レベルが、先般、レベル4に引き上げられた状況下でございます。感染防止には、村民の皆様の行動がご自身の健康と命を守り、大切な家族、また、私たちが住む宇検村を守ることにつながります。村民一丸となり、この難局を乗り越えて行ければと思っております。

それでは、早速ではございますが、通告に従いまして5点ほど一般質問を行います。

まず1点目に、空き家及び廃屋対策の推進についてでございます。今年の9月に過去最大級とされた台風10号が接近しましたが、その際、各集落におかれましては廃屋からのがれき等の被害を心配する村民の皆様の声が多く聞かれました。こうした中、今般、空き家対策が全国的課題となっており、空き家については今後も増え続けていくことが懸念され、ますます深刻化していきます。このような状況の中、各集落に存在する空き家及び廃屋戸数の実態及び村としてどのような対応対策を行っているのか、また今後、どのような対策を行っていくのかお伺いをいたします。

次に、第2次総合戦略の移住定住推進プロジェクトの宇検村未来への担い手育成事業の中で、将来、帰って来なくなる宇検村について、子供たちが話し合える環境を作り、その意見の実現を図るところありますが、具体的にどのような育成事業なのか、取組内容をお尋ねいたします。

併せてまして、また同プロジェクトの地域おこし協力隊については、定住定着を図り、村内の各集落の維持・強化につなげている状況でございますが、これまでの成果と村民の評価、また今後の取組方針についてお伺いをいたします。

3点目に、子育て支援について3項目ほどお伺いをいたします。

まず1項目めに出産祝金、入学祝金等の経済助成金の見直し・拡大を検討できないか。

次に2項目め、現在、島内高校通学者へのバスの定期補助を実施しているところでございますが、村外へ進学している本村出身の高校生に対しても何らかの補助を出すべきではないか。

3項目め、学童保育のこれまでの成果と今後の学童保育施設設置事業の取組方針について。

以上、3点についてお伺いをいたします。

次に、4点目でございますが、新型コロナ対策についてお伺いをいたします。コロナの影響が長引く中、島外へ進学している学生は、コロナの影響によりアルバイト等ができなくなり、学費や部活動の費用などの工面に大変困惑している状況でございます。こういった頑張っている本村出身の学生に対して新型コロナウイルス対策学生臨時支援金を出し、支援することはできないか、お伺いをいたします。

最後に、奨学資金制度のその後の対応についてお尋ねいたしますが、前回、私が質問しました貸付事業の見直し、検討について、答弁の中で、10月に評議員理事会を開催し協議するとのご答弁でしたが、その協議結果はどうであったか。また、奨学金貸与対象者への対応、事務処理等が問題視され、再発防止に努めるとのご答弁でございましたが、以後、改善についてどのような再発防止策を取ったのか、お伺いをいたします。

以上でございますが、後は通告席にて質問します。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの壽山新太郎君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

壽山議員のご質問にお答えいたします。

まず、空き家及び廃屋対策についての1点目の各集落に存在する空き家及び廃屋戸数の実態はとのご質問ですが、空き家及び廃屋については、火災予防条例に基づき、2年ごとに各集落区長のご協力をいただきながら宇検分駐所で戸数を把握しています。令和2年度調査分では、村全体で非住家55件、廃屋55件となっております。

次に、2点目の空き家及び廃屋について、村としてどのような対応・取り組みを行っているのか。また、今後の対策・対応はとのご質問ですが、2015年に国が制定した「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、倒壊の恐れや衛生上問題のある特定空き家の所有者に対して、撤去や修

繕を勧告命令できるように、村として、模索・検討を行ってきました。

宇検村空き家等の適正管理に関する条例を平成31年3月に制定し、最終的な手段である「行政代執行」ができるよう、制度は整っております。しかし、宇検村規模の地域コミュニティーでは、所有者や親族、集落単位で解決する事が望ましいと考えるため、積極的に廃屋の撤去ができるように、一番ネックになる費用面について補助金交付制度も検討しております。

奄美大島南部振興協議会でも、空き家対策について意見があり、小さな自治体にとって一番望ましい対策を打ち出せるよう、情報交換をしながら制度を検討することになっております。行政として、情報提供や助言・指導等を行い所有者や管理者に適切な管理をしていただくよう努めていきたいと思います。

次に、移住・定住推進プロジェクト（第2次総合戦略）についての1点目の宇検村未来の担い手育成事業について、具体的な取り組み内容はとのご質問ですが、第2次総合戦略で移住・定住推進プロジェクトに新たに追加した事業です。第1次の移住・定住プロジェクトではIターン者をターゲットにした事業が主でしたが、第2次では村内の小中学生が将来宇検村に帰ってくる、つまりUターン者という位置づけで事業を展開していくことを目的としました。小中学生を対象とした事業は今まで数々開催した実績はありますが、学習や体験をすることによって「将来宇検村に帰ってきたくなる」という成果が上がることを意識して実施することはとても大切だと考えます。今年度はコロナ感染症予防の観点からすべて中止になっておりますが、宇検村の自然について学ぶ環境学習や対馬丸の平和学習、リュウキュウアユの観察会のほか、世界自然遺産講座等が事業として計画されていました。今後は、子供たちの意見を反映させながら新たな事業も展開できればと考えています。

次に、2点目の地域おこし協力隊のこれまでの成果・評価と今後の方針はとのご質問ですが、宇検村地域おこし協力隊は、平成27年4月から今年度12月までに6名採用し、活動していただいています。6人中2名が3年間の任期を終えていますが、2名とも引き続き定住し、1名はすでに飲食店を起業、他1名からも事業計画が上がっており起業支援を行っています。都市地域から宇検村に移住し、宇検村のPR活動や住民支援などの「地域協力活動」を積極的に行い、行政では及ばない広い範囲で、村民を理解し、関わりながら活動する協力隊の成果を大きく評価しています。今後も人口減少や高齢化の進行が著しい宇検村において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、宇検村の維持・強化を図っていく所存です。

次に、子育て支援の1点目の出産祝い金・入学祝い金等の経済助成金の見直し・拡大を検討できないかとのご質問ですが、出産祝い金及び入学祝い金支援金は、平成8年3月議会において、宇検村たまくがね出産扶助費に関する条例を制定し、出産時30万円の支援金の支給から発足しています。また、平成14年6月議会において、扶助費の支給額が、第1子10万円・第2子20万円・第3子以降は30万円を支給、小学校入学時に、出生地を問わず全児童に入学祝い金として10万円を支給するに改正され、平成18年3月議会において宇検村定住促進条例の子育て支援助成金として明記されています。現在、出産お祝い金5万円、小学校入学お祝い金5万円、年1万円を中学生まで対象で1人23万円支給し

ています。見直し・拡大については、庁内で協議し検討したいと思います。

次に、2点目の島内高校通学者へのバス定期券補助を実施しているが、村外へ進学している本村出身者の高校生に対しても何らかの補助を出すべきではないかとのご質問ですが、現在行っている高校生等通学バス助成金は、宇検村定住促進条例に基づき、住民登録している対象者へバス定期券の全額を補助しているのですが、定住及びIターン・Uターン者が村内で保護者として、継続して住みたいと思えるよう、今後は村外で学業に励む子供たちへも支援を行い定住促進を図ってまいりたいと考えています。

離島割引制度には、住民に扶養されているものに住民並みの割引を適用させる準住民割引という考え方があります。これからは、村外で学業に励む子供たちもバス助成金の対象者とする新たな制度づくりを検討してまいります。

次に、3点目の学童保育の成果と今後の対策・対応はとのご質問ですが、放課後における児童の居場所の確保に関しては、任意のボランティア団体『羽クラブ』が月曜日から金曜日、17時まで運営しており4名から5名の小学生が利用していると認識をしています。

平成29年度には同団体から活動場所として学校を活用することができないか要望がありました
が、余裕教室、余剰スペースの確保が困難のことから実施が困難であると回答しております。その後も共働き家庭等の保護者から要望等があつたため、村としては第2期宇検村子ども・子育て支援事業計画の中で再度検討し村施設を中心に候補地を検討してまいりましたが、移動距離や手段など子どもの安心安全の観点から決定には至っていない状況であります。しかし、国が示す『新・放課後子ども総合プラン』では、新たに放課後児童クラブを整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、その80%を小学校内で実施することを目指すとの内容が通知されていますので、その方向で計画していく考えであります。

次に、コロナ対策支援金についての島外へ進学した学生に対し交付金や補助金で支援できないかとのご質問ですが、予想だにしなかったコロナ禍の影響は、学生生活に大きな打撃を与えていたと認識しております。運動不足や長引く自宅学習による心身の健康への懸念もあり、宇検村として学生を応援していくなければなりません。いまだにコロナ感染症蔓延の収束が見いだせない中、学生たちに継続的にかかわっていけるよう、年に一度「学生応援ふるさと便」として特産品を贈る計画をしています。詳細は現在検討中ですが、新年度開始に向け、経費を令和3年度当初予算に計上させていただきたいと思います。

早い時期から親元を、ふるさと宇検村を離れ、新しい環境の中で将来の夢に向け奮闘する宇検村の子供たちを長期的に応援していきたいと思います。

次に、奨学資金制度のその後の対応についての1点目の前回質問した貸付事業の見直し、検討について10月に実施した評議員会・理事会での協議結果はとのご質問ですが、去る10月16日に宇検村振興育英財団理事会、10月30日に同財団評議員会を開催し、令和2年度事業計画及び収支予算と役員（監事1人追加）の選任について審議し承認をいただきました。

壽山議員から9月議会で質問をいただいた奨学金貸付事業の見直しの件については議題としてではなく、その他の協議で事務局より理事・評議員に説明を行い、今後議題として協議を行っていきたいということで留めております。

その理由として、今回の当財団の不祥事について、県の公益認定等審議会へ報告案件として提出しなければならないのですが、9月時点では、その審議会が10月にあるかもしれないという情報が入っており、そうであれば不祥事についての事後処理も済んでいるので、今後の事業見直しの協議もできるだろうということで9月議会での答弁になった次第です。11月になって当育英財団に関する審議会が12月21日に開催されることが決まり、現在、その報告書のやり取りを県教育庁総務福利課並びに県総務部学事法制課と行っている状況です。

12月21日に県庁で開催される県公益認定等審議会へ財団常務理事（教育長）と財団事務局長（教委事務局長）が出席を求められ、その中で、これまでの経緯と現状報告を行い、村育英財団の審査が決定したのちに、来年の3月開催予定の理事会や評議員会から貸付事業の見直し等について協議していきたいと現状では予定しております。

次に、2点目の奨学金貸与対象者への事務処理及び対応の改善について、どのような再発防止策を策定したのかとのご質問ですが、現在、県公益認定等審議会に向けて報告書を作成し、県関係機関とやりとりを行っていますが、その中にも再発防止に向けての検討・対応状況を記載しております。

内容について、まず発生原因の一つである財団の事務処理を長年、一担当者に任せきりで上司への報告・相談がなされなかつたことがあげられます。今後は財団担当者を2年から3年ごとに変更し、次の担当者へ引継ぎをしっかりと行うことにより、財団事務に不備が生じないようにすることと、これまで財団あての文書等を担当者へ未開封のまま渡していたことも、今回の不祥事の一因であったため、財団臨時職員にも送付された文書を開封しチェックしてから上司に報告・回覧するよう指導し、今回のような事態を未然に防ぐようにいたします。

ところで、財団の不祥事が発覚後、9月15日・16日に県教育庁総務福利課より職員2人が来局し、当財団の過去5年間の関係書類や帳簿等を検査した結果、理事会・評議員会・奨学金選考委員会が不開催であった点と、決裁文書等の様式及び会計上の事務処理等について指摘がありましたが、経理処理・財産管理に関する指摘はありませんでした。しかし、県内の他公益法人でも経理面での不祥事が多数発生していることから、当財団でも毎月の奨学金貸与修了者からの償還書類と財団通帳の照合並びに年2回（5月・10月）の奨学金貸与後の財団事務局での内部監査と監事による年1回の定期監査を確実に実施し、理事・評議員会で報告を行っていきます。また、毎年9月の村議会定例会時の全員協議会で事業報告・決算報告を実施する予定です。

また、財団の事務処理や決算文書等の様式等について指摘がありましたが、平成25年度の公益法人移行後、事務処理規程・会計規程や奨学生募集・選考の要項が策定されていません。今年度中に、県内の他財団の規程や要項を参考にしながら、当財団の事業内容に適合した規程・要項などを

整備していきたいと考えております。

さらに、役員改選が未登記だった件については、登記事務を依頼している司法書士に役員の任期一覧表を提出しており、任期終了前に連絡をしてもらうよう依頼しています。財団事務局を兼務する教育委員会の職員にも任期一覧表を配布し、役員の任期途中での変更などをチェックできる体制をとっています。

以上、今回就任した新理事・新評議員の方々にも、再発防止策と公益法人制度や当財団の定款内容を周知徹底し、今後このようなことがないよう努めていく所存です。

以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○2番（壽山新太郎君）

まず初めに、空き家対策及び廃屋のことについて再質問させていただきますが、空き家及び廃屋の戸数につきましては、村長のご答弁の中で村全体で55件、そのうち廃屋が55件というご答弁がございますが、私も消防に出向きまして、その調査をですね、したところでございますが、宇検村のですね、総戸数を見ますと、先ほど言ったとおり空き家の総戸数が、これは空き家とですね、廃屋足した額なんですが、全体で110戸というところで、前年比に比べて11戸増えていますよというところで、総世帯数のですね、11.6%が空き家であるというのが実態であります。そのうち半分の55戸がですね、廃屋となっているところでございまして、それを集落別に見てみると田検集落が最も多くですね、8戸というところ、次に生勝、須古集落が6戸、続いて部連、名柄がですね、5戸となっている状況でございます。いわゆる空き家が増える主な理由というのが、両親が亡くなっていますね、実家を継ぐ人がいないとか、親が介護施設に入居して住む人がいないといったり、あとは、建物があると固定資産税ですか、何か優遇されるとか、何か、そういったのも聞いたんですが、あとは一番ネックなのは解体費用とかですね、そこ辺りが主な空き家が増える原因じゃないかと考えられます。実態調査につきましては、消防と一緒にになって2年ごとにですが、やっているところでございますが、先ほど村長のご答弁でもありましたとおり、平成26年11月に施行されました空き家対策特別措置法が制定されているんですが、特定空き家というのが多分あると思いますけど、特定空き家はですね、その55件のうち何件あるか、お伺いをしたいと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

この特定空き家という、その選定ですけれども、これは空き家対策の中で協議会というのを組んで、その協議会で特定空き家であるということを決めるというか、決定するという流れがあります。この特定空き家については、行政が行政代執行をすることになっているんですけども、先ほどから経費の件、解体する費用が一番のネックということを答弁のほうでも申し上げましたが、行政代執行をした後というのは、行政側が強制的に解体して、その費用というのは全額その管理者に求めていくという流れがあります。そこに至る前の費用に関して補助ができないか、自主的に自分た

ちの力でコミュニティの中で、家族、親族の中で、集落の中で積極的に解体をできないかという部分で、まず特定空き家という認定をする前に、補助の中で自主的に解体とか、管理ができないかという部分を強く検討していきたいということで、今度は補助金制度、除却条例という部分を検討しながら、来年度方向性を決めていきたいと思っています。

○2番（壽山新太郎君）

今、課長からあったとおりですね、特定空き家というのは適切に管理されていない空き家のことだと思いますが、先ほど2年に1回、消防と実態調査をしていると思うんですけど、その補助金とか、そういう協議会の中でするということなんんですけど、いわゆるその適切に管理されていない空き家は、消防と一緒に、行政は総務課とか、そういったのは入らないんですか、実態調査は。消防と一緒に役場職員は入らないんですかね、調査自体は。

○企画観光課長（辰島月美君）

議員さんに報告したその廃屋の55件、空き家の55件というのは、消防の火災予防条例に基づき消防が中心で、区長さんたちの協力をいただきながらやったということで、行政のほうは関わって一緒に調査をしたというわけではありません。

○2番（壽山新太郎君）

分かりました。今の現在では実態では、その特定空き家というのは把握していないと、やっていない、把握していないというか、ということありますね。ということは、特措法に基づいたいろいろな対策というのは、これからのことという解釈でよろしいですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

答弁の中でもありました南部振興協議会宇検村、大和村、瀬戸内町、似たような小さな規模の自治体なすれども、行政が強制的に執行するというパターンは、どうしても小さなコミュニティでは担わないと、告示をして、こういう周知をして、強制的に処理をするという手段よりも、まずは自主的に解体であったりとか、ちょっと迷惑なるという部分は所有者が責任を持って処理をするという、そういう管理がしやすいように、一番にネックになっている費用面に関しての条例制定に向けて、今、瀬戸内、大和、宇検で同時にいろいろ解決をしていこうというのが、今回、今年話が持ち上がっているので、きちんとその精査をしながら、来年度、方向性がきちんとお示しできるように努力していきたいと思います。

○2番（壽山新太郎君）

分かりました。その空き家対策につきましてはですね、保育問題についてもそうなんですが、これからも先、少子高齢化により増加傾向にある状況にございまして、本当に喫緊の課題だと私は思っております。また、村民の声としてですね、空き家は増えしていく一方なんですが、所有者が内地等において、かねてがいないですと、なかなか貸してもくれないというのはですね、よく村民の声から聞きます。また、廃屋につきましては、時間の経過とともにですね、またさらに老朽化、危険度を増していくことからですね、これから先も、先ほど課長からもありましたとおり、さ

らに集落とですね、連携を強化しまして、行政としてですね、解体費用撤去等の補助を盛り込んだですね、空き家対策推進として、空き家対策の条例等のですね、制定を今後強く要望したいと思います。

それに関連づけまして、もう一つの空き家対策としてなんですが、各市町村もですね、実施しております空き家バンクの制定をですね、導入するお考えはないか、お伺いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

空き家バンクは行政が貸したい、売りたいというその民間の方と、貸したい、売りたいと買いたい、借りたいという人をつなぐ宅建業者と専門の宅建業者と仲介をする制度なんですけども、どうしても借りたいという、その需要供給がちょっとマッチしなくて、今、宇検村に宅建業者さんが、資格を持っている方がいらっしゃるんですけども、売りたいであったりとか、ちょっと貸したいんだけどという相談は、案件が少ないため、その宅建業者の方で間に合っていると認識しています。

○2番（壽山新太郎君）

分かりました。そういうのをまた今後、検討していただければと思います。

最後に、ちょっと時間がありませんけど、その集落のですね、の中で、奉仕作業等で解体した物件に関してのがれき等の処理費用をですね、行政として負担できないかという考えはないでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

まさにその除却条例の中で補助という部分をそこに盛り込んでいなければと思います。集落が奉仕作業であったりとか、そういうので解体するその処理分を持つことによって、解体された後の土地の利用も各集落の工夫によって有効活用ができるという部分の効果もありますし、そういう部分の制度が進められたらなあというふうに思ってはいます。

○2番（壽山新太郎君）

よろしくお願いします。本当にですね、地域が自分たちの集落の安全性を高めるためにですね、取り組んで解体したいという思いがあってもですね、財政的な壁にぶつかってできないというのが現状でございます。そういう集落へのですね、奉仕的な活動に対しては、是非ともがれき等の処理費用等のですね、助成、補助はですね、しっかりとしていただきたいと思います。

続きまして、二つ目の移住・定住推進プロジェクトについてなんですが、先ほど、村長からの答弁でもありましたとおりですね、大変すばらしい事業だと思います。その中でですね、この事業は本村の各学校の小学校高学年以上が対象とありますが、本気でですね、将来、帰って来なくなる宇検村を作るためにですね、先ほどの答弁でもありましたとおり、Uターン者に対する施策は非常に重要なってきます。そのために本村出身のですね、高校生とか大学生、専門学校生に対してもですね、アンケートみたいなもので意見等を聞くとか、意向調査をするとかですね、今、その学生たちが今思っていることを調査をして、そういうのを実施して環境づくりの幅を広げてみてはど

うでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

今回のこの壽山議員からの一般質問を受けて、内容を精査する中で、いろいろとまた高校生、島外に出てる高校生、大学生たちへの関わりというのを改めて考えたところです。早く島を出た子供たちにとって、宇検村がどういう関わりを今までしてきたかということを考えると、ちょっと関わりが薄かったかなあという部分で、今回答弁いたしました年に1度、特産品を送ることによって、何か意見を求めたり、また、こちらから思いを寄せたりという、そういうつながりの中で、高校生や大学生、そして今から社会人になって行く子供たちが、いかに宇検村の存在を意識していくかというのは、すごく重要だと思っています。そういう金額的な効果ではなくて、そういうつながりの中で、いろいろ宇検村と村を出て行った学生たちの関わりというのをつなげていければなあと思います。

○2番（壽山新太郎君）

少子高齢化対策に直結するですね、大変すばらしい事業だと思いますので、積極的な取り組みをよろしくお願ひします。

次に、子育て支援のところでですね、出産祝い金とか、入学祝い金等の経済助成の見直し、拡大をお願いできぬいかということで、答弁の中で検討していくというご答弁でしたので、この件につきましては、やはり大事なことありますので、ぜひともですね、拡大に向けたご検討のほうをよろしくお願ひします。

次に、島内高校通学者へのバス定期の補助、村外に進学している本村出身者の高校生の対しても何らかの補助を出すべきじゃないかというあれなんんですけど、やはり、定住促進を図る目的ではですね、すばらしい、十分承知している事業なんんですけど、子育て支援的には村外へ移住している高校生もですね、寮費とか下宿代等、その費用がかかります。親もですね、負担がかかりますので、子育て支援には該当すると認識しているところでございます。このことにつきましても、村民の方からですね、多くの意見、要望がございますので、ちょっと財政的にも大変厳しいとは思いますが、支援として平等性を図るとしてでもですね、ぜひご検討をしていただきたいと思います。

次に、コロナの対策支援でございますが、この件につきましては他市町村においてもですね、この支援助成金ですか、は積極的に出しているということです。奄美市は3万円なんんですけど、自分が調べた中では大和村、徳之島町、伊仙町、天城町、知名町もですね、各5万円ぐらいですね、支援金を出しております。こういった支援金を出しますとですね、先ほどのUターン施策としてですね、学生の皆さんには、宇検村は自分たちのことを思ってくれているんだという思いがありまして、将来、帰って来たいなというのにも直結してくると思いますので、ぜひご検討のほうをよろしくお願ひします。

最後にですね、奨学金制度の今後の対応なんですが、先ほど村長のご答弁で、私が前回質問しました貸付事業の見直しについてでございますが、いろいろ不祥事等がありまして、今回の議題につ

いては後ほどまた検討するというご答弁でしたので、前回もですね、申し上げましたが、現時点では今までのほうがいいという見解でございますので、またぜひともですね、時間をかけてでもいいですので、土台を作っていただきて前向きな検討をよろしくお願いします。

最後に、対象者への事務処理のことなんんですけど、通年は対象者への説明会等への案内文書はですね、多分11月とか、それぐらいに文書が来まして案内をしてていると思いますけど、もう案内文書とかは出したんでしょうか。

○教育委員会事務局長（松元五月君）

お答えします。一応、今回、スケジュールをちょっと変更いたしまして、1月に募集をやっていきたいと思っております。そして3月のほうで奨学生の認定の審査会をやるという予定にしております。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

今の案件なんんですけど、やはり今回も、私が9月に質問しまして、また、対象者の保護者からですね、そういった説明会の案内とか、そういったのがまだ周知がないというので、私のほうにちょっと連絡が来たもんですから、つないでですね、今回質問させてもらいました。いろいろ私のほうにも来ますけど、村当局のほうには、そういった連絡、問い合わせとか来ないでしょうか。

○教育委員会事務局長（松元五月君）

現状では村の教育委員会のほうには、財団のほうには話は来ておりません。今回、ちょっとスケジュールを変更したことで、その対象者の方々にはちょっと不安を感じさせていると思いますので、早めに周知するようにしたいと思います。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

よろしくお願いします。やはり、対象者への対応はですね、非常に大事なところでございますので、村民のためでもありますので、しっかりとした対応をよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで、2番、壽山新太郎君の質問を終わります。

暫時休憩します。次の開会は10時30分とします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、肥後充浩君。

○5番（肥後充浩君）

場内の皆様、おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います

が、その前に所見を申し上げたいと思います。

新年度を迎える時期に来ておりますが、本年度はコロナに始まりコロナに終わる年であります。新型コロナウイルスにより村民の多くの方々が子供や孫、また、親戚、兄弟の方々との交流を楽しみにされていたと思います。旅行や移動がままならず、寂しい思いをなされていると思います。本島内においてもコロナウイルス感染者が確認されております。村民の皆様においても十分に手洗いやうがい等の予防を行い、感染を未然に防ぎましょう。また先日、あいにくの天候ではございましたが、連合青年団や商工会青年部の皆様、花火の打ち上げ、まことにありがとうございました。村民の多くの方々に希望を与えたと思います。まだまだ先の見えない新型コロナウイルスですが、みんなでコロナウイルスに負けず、健康で頑張っていきましょう。

それでは、一般質問に移りたいと思います。

まず、チップ工場の閉鎖についてですが、9月議会において私が質問いたしました、そのときの答弁は、チップ工場の存続ありきで答弁をお聞きしました。その中で、林業、農業振興に欠かせないチップ工場であると、村としてできる限りの協力をし、対応をしていきたいと答弁しております。そのときは、私もある程度納得をしておりましたが、現在はそのときと全く違う結果になっております。チップ工場の閉鎖、撤退においても9月議会で答弁をもらいました全てのことが当てはまらなくなりました。チップ工場は解体が行われ、稼働ができない状態であります。このような状況になるまでの経緯をお尋ねします。

次からの質問も改めて9月議会でお聞きしましたけれども、現場が全く違っておりますので、改めてお答えください。

チップ工場の閉鎖までの経緯を教えてください。また、今後の対応は、村としてどのように考え、どのような方針で行っていくのか、お答えください。

また、チップ工場から出していたバークの確保は、どう確保するのか、お答えください。

次に、元気の出る公社についてお聞きいたします。チップ工場の閉鎖に伴い、今後の公社の運営方法は変わると思われるが、新規事業などを起こしていくのかどうか、お聞きいたします。

また、現在、バークは村内の畜産農家へ敷き藁として供給しておりますが、そのバークはどのように供給するのか、代替があるのか、方向性や計画を持っているのか、畜産農家との話し合いは行っているのか、考えをお聞かせください。

新旧の堆肥センターは現在3カ所ありますが、その堆肥の製造及び保管場所の利用計画はあるのか、その利用計画を教えてください。バークに代わる原料はどのようにして確保するのか、お聞かせください。

また、一般農家への堆肥の供給は今までどおり安価で質の良い堆肥が供給でき、販売ができるのか、教えてください。安価で良品質堆肥は農家の生産意欲も支えてきてていると思っておりますので、ぜひその辺をお聞かせください。

次に、これは壽山議員とのかぶる部分も多いと思いますが、宇検村育成財団についてお聞きいた

します。私が財団がみなし解散になったと聞いたのは、9月の定例議会でした。同僚議員の質問の中で初めてみなし解散になったということを聞きました。私同様に村民の多くの方々は、この事実は知らないと思います。知ったとしても一部の方々だけではないかと思っております。村民みんなの財産であります。また、宇検村育英財団の事業等は、島において多くの村民が恩恵を受けてきたと思っております。これからも受け付けていける、受けなければいけない財産でございますので、その財産がみなし解散になったことについて、議会議員は全員協議会において説明を受けましたが、その経緯を村民に広く広報し、謝罪等も行うべきだと思いますが、この辺の考え方はどうになってるのか、教えてください。

また、今後再びこのような事態を起こさないための教訓にするためにも、9月議会以降の経緯とその結果はどうなったか、また、今後の対応はどのようにするのか、改めてお聞きいたしたいと思います。

次に、災害対策についてお聞きします。9月の議会において私は質問いたしましたが、大きな台風が来襲するとの警報から4ヶ月が経とうとしております。また、あと半年後には大きな台風シーズンがやってきます。来年来る大きな台風や災害は、今年予想外でありましたが、来年度は予想内のことだと思っております。台風や災害は来年もぜひ、必ずと言っていいほどやってきます。そこで、今年の台風災害の対策の検証は、どのような形で行ったのか。また、検証会の時期、開催時期、人員、また参加者、役職等を教えてください。その結果の公表はどのようにしたのか、併せてお聞きいたします。

また、避難所である各集落の公民館の安全確認等はやったのか。公民館は集落の会議やいろいろな集まりごとには欠かせない場所で、災害や台風避難時の場所だけではないので、安全確認を行った結果を教えてください。

以下は再質問等、通告席で質問したいと思います。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの肥後充浩君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

肥後議員のご質問にお答えいたします。

まず、チップ工場についての1点目のチップ工場の閉鎖までの経緯はどのようにであったかとのご質問ですが、三富興業株式会社からチップ工場を閉鎖するとの報告を今年7月末に受けました。大島本島唯一のチップ工場の閉鎖は宇検村のみならず奄美大島の林業に大きな影響を及ぼすという懸念から、大島支庁や奄美大島森林組合を交えて協議し、三富興業に対し、事業継続の要請をするとともに、他企業への譲渡についても依頼して参りました。

チップ工場を継承する意向がある会社があり、三富興業としてもその会社に譲渡を決定したとの動きが9月中旬にあったため、村としても、現状どおりチップ工場の稼働が見込まれると安心していましたが、結果的にはその会社が事業継承を辞退。8月上旬から10月上旬にかけ、動向が二転三転

し、宇検村としても三富興業の意向が計り知れない状況が続いておりました。

11月に入り、三富興業から事業継承をせず、完全に工場を閉鎖する旨申し出があったため、宇検村企業立地等促進条例により、原状回復し、指定工場等事業廃止届を提出するよう通知を出しております。

次に、2点目の今後の対応はとのご質問ですが、新規に林業を展開していきたいと意欲のある会社もあるようです。事業計画等を精査し、長い将来にわたって林業の活性化が図られるよう、支援していく所存です。

次に、元気の出る公社についての1点目の公社の運営方法はどのようにしていくのかとのご質問ですが、チップ工場の撤退に伴い、堆肥センターで取り扱う堆肥の原料であるバークの確保が難しくなったため、現在木くずを導入し、バークの代替えとして活用する計画をしております。バークから木くずの原料に変更し、必要な量が確保できるように努めています。併せて、高齢化により労働力不足となった農家への機械化農業サービスの提供、充実を図り、農家と連携を取りながら農業の活性化を図っていきたいと思います。

次に、2点目の畜産農家への対応・対策はどうするのかとのご質問ですが、現在、牛舎の敷料等として9戸の肉用牛農家と、1養鶏場及び1事業者へ調整しながら配布及び販売を行っています。今後も、木くずを導入しながら継続して敷料等の提供ができるように考えています。

次に、3点目の新、旧の堆肥センターの3カ所の利用活用方法はどうするのかとのご質問ですが、3カ所の堆肥センターの利活用方法は従来どおりの予定です。バークから木くずへ原料を変更し、引き続き堆肥生産を行っていく予定です。

次に、4点目的一般農家への堆肥の供給はどう考えているのかとのご質問ですが、堆肥の利用については、年間平均550 t程度の販売を行っているので、必要量を確保し、計画的な木くず堆肥生産を行い、農家へ供給できるよう努めています。

次に、宇検村育英財団についての、これまでの経緯と今後の対応はどうするのかとのご質問ですが、これまでの経緯については、7月7日の全員協議会で説明資料として議員にお渡しした経緯報告書のとおりです。それ以降では、先ほど同僚議員にも答弁いたしましたが、9月15日・16日に県教育庁総務福利課より職員2人が来村し、当財団の臨時調査を実施。10月16日に財団理事会、10月30日に評議員会を開催しています。現在、12月21日の県公益認定等審議会へ出席し報告するための「村振興育英財団における不祥事案に関する報告書」を作成し、県関係部局と電子メールでやり取りを行い、指摘事項等の修正を行っています。確定後、当財団理事長の決裁をもらったうえで文書で審議会前に提出する予定です。

今後の対応、スケジュールについては、令和3年1月に今年度中学校卒業生への村内各中学校を通じての募集案内や奨学金貸与説明会を開催し、大学生・専門学校生への募集案内を村防災無線や村内FM放送で実施します。その後、令和3年3月に奨学金貸与者選考委員会で貸与者を決定し、理事会・評議員会を開催し承認してもらう予定です。また、今年度募集と併せて、以前に貸し付けが行

われなかつた令和元年度の新規奨学金貸与対象者に対しても募集を行う予定にしております。

次に、災害対策についての台風10号の対策について、9月議会以降の対応はどのような方法で行ったのか。その結果はどうなったのかとのご質問ですが、台風10号では、コロナ禍での防災体制について多くの教訓を得ましたが実際に対応にあたった部署や集落からの意見を伺い、今後に生かすことが重要であると考え、9月11日には総務課、保健福祉課、消防、教育委員会で避難所体制を中心に台風対策全般について反省点を洗い出し、対応策を検討しました。

また、10月13日の区長会では、9月11日の話合いで出た主な意見を示したうえで、各集落で避難所対応にあたった区長さんから要望や意見を伺いながら、反省点を確認し今後の対応を検討しました。いずれの話し合いでも、避難所体制と避難行動についての意見がメインとなり、自主防災組織の大切さを改めて実感しました。

その結果、まずは村内の自主防災組織の充実を図ることが重要であるとして11月25日にやけうちの里にて、防災センターの講師を招いて研修会を行いました。研修会では、湯湾集落をモデル地区として、ワークショップ形式で防災マップを基に大雨による土砂災害や津波などの災害を想定して、被害が及ぶ範囲に居住する住民の把握も行いました。この研修会は同地区で1月中にも再度開催を予定しており、今後、村内全校区において行う予定であります。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○5番（肥後充浩君）

まず、チップ工場についてですけども、私が聞いた情報によりますと、村があの工場を買い取る、その機材を買い取るという話が出たということを聞いたんですが、それは事実ですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

チップ工場の閉鎖の経緯については、先ほど村長が答弁で申し上げたとおりであります。そういう、今おっしゃることはこちらのほうではそういう事実はありません。

○5番（肥後充浩君）

私はそれを聞いたとき、本当に喜んで、村として施設を、結局その事業継承者が辞退したというのも資金繩りの面で、多分辞退したと思うんですよ。ですので、村としてあの工場 자체を、三富興業から譲り受けて買って、そして次の、いわゆる事業をしたいという業者に村として貸し出す、10年だったら10年、20年だったら20年のその計画をもってちゃんと貸し出しして、そこからその買った分の金を回収できるような形を取れれば、これは一番いい方法だなと私は思って、本当に、ああ、これでチップ工場もまたそのままある程度は、中の機械がある以上は存続できると思っていたんですけども、その辺の考え方とかは、村としてできなかつたのか、やらなかつたのか、その辺をちょっとお聞きします。

○企画観光課長（辰島月美君）

撤退するという話の申し出があったのが7月、それから事業継承をするという申し出があった事業

所があつて、三富さんがその事業所へ継承しますと、やりとりがあつたのが9月、その口頭の中で村が買い取る2,000万、3,000万の施設を買い取るという、その1カ月でのそういう村としての方針はとても打ち出せるわけもなく、計画性もなく、そういうことは村としては対応ができないということでした。

○5番（肥後充浩君）

でしたということは、一応はそういった話も上がつたわけですよね。

○企画観光課長（辰島月美君）

正式な申し出は受けておりません。

○5番（肥後充浩君）

いや、正式な申し入れじゃなくて、正式な申し入れの前に役場として検討はしたということですね。

○企画観光課長（辰島月美君）

今、そういう経緯がなかつたかとおっしゃつたので、村として買い取つて、それを運営していくという考えはなかつたということで、直接の申し出があつて、こちらが断つたという、そういう経緯は、正式な経緯というか、申し上げるほどの経緯はありませんでした。

○5番（肥後充浩君）

やはり、今の状態を見ますと、もう完全に中がなくて、がわだけしか、もう建物のおくやしかないんですね。また村長が9月にも答弁したように、やはり、村として重要だということを考えて、そしてそれに向かって走つて行つていると私も思つておつたもんですから、その辺は本当に2,000万だろうが3,000万だろうがかかるが、物があることによつて継続ができる。しかし、物がなければ、また1からやり直さなければならぬということを勘案したときに、どっちが安いのかなと思つたときに、それを買い上げてもやれるということが必要だったんじゃないのかなと思って、今後のやっぱりそこの存続の対応としても、公社、公社というか、一緒になってやれるようなことが重要だったんじゃないかなと思って、そういう話が出なかつたかと、しかし、私が聞いた中では、やはりそういう話も聞こえたということで、本当にうれしいなと思ったんですけども、今後はやはり、村として林業に関して、林業全体、奄美大島で一つしかないチップ工場でしたので、それが閉鎖することによつて、今後、山の仕事も少なくなるし、山を生かすということも、なかなかしくくなるんじゃないかと思っております。というのも、やはり大島の材は40年、50年経つと中がうつろになります。うつろになるということは、その山自体、木自体が死んでくるわけですから、それの更新のためにも2・30年、3・40年に1回は切つたおかげで、宇検村の山も97%ある宇検村の山が生きてきたんだと、今まで思つております。ここに見える山というのは、大体2次林ですよね。1回切つた後の山がこういうふうに今現在なつておりますので、そのためにも計画的にずっと伐採を、世界自然遺産にかかる部分で動かせるんじゃないかなと私は思つてゐたんですけども、各集落の財源でもあるこの山の価値を、これからまた村としてどういうふうにもつていきたいのか。観光面

にしてもいいとは思うんですけども、その観光はやはり、安全でずっと半永久的、継続的なことで運営していかないと、なかなか大きな木が、いつ倒れて来るか分からないような、そういう現状にはちょっと向かないんじゃないかと思っていますので、今後、村として、またチップ工場等の設立、設立というか、事業者を募集、そしてそれをやっていく考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

チップ工場は完全撤退いたしましたが、林業関係をまた山を動かしていきたいという業者はおります。原木出荷であったりとか、いろんな手法を、今までとは変えて事業を展開していくという形で、今流れはいっております。先ほどまた、この議会の答弁であったりとか、質問であったりとかは記録に残るので、村民に誤解を与えないように、また再度申し上げますが、私たち、このチップ工場に関していろいろ話し合いをする中では、県の方を交えて、そして村当局、業者さんであったり、森林組合さんであったりとか、交えて会議をした後には、その会議の報告というのをきちんと文書をもって報告、意思共通といいますか、共通理解をしていく流れをもっていっております。その流れは村が購入をする考えがあるとか、購入してくれと言われたとか、そういう議事はないので、それは議員さんがどちらから情報が入ったのか分かりませんが、村の正式な流れとしてはないので、そこは誤解を解いていただきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

私も絶対にそういうことがあった、なかつたという、そういう気持ちはありません。ただ、やっぱり残念なのは存続、私はあれば存続できるという考えだったもんですから、また新たに今答弁してもらった事業を、だから、私の頭の中では、結局山を切って、それをチップとか、そういったのに、チップというのは余り材料ができるのがチップだと思っていますので、その原料がどのような形の加工品になって、それをまた村外に売るとか、そういった形の事業が、なかなか私の頭の中には思い浮かばないわけです。ある程度、今森林組合がやっている鰹節の薪とか、そういったの、それでも使えないのがチップに回されるということがむだを省いて一番いい方法だと思って、それしかなかなか事業に対して、山の事業に対して大々的には思い浮かばないもんですから、村としてやはり、これから先、どういった形の、山を生かすような施策を持つのか。また、そういったのを研究する場所を作つて、それで1年、2年かけて研究していくのか、そういう考え方はないですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

まさに今、議員さんがおっしゃったような巡回型というのが一番望ましく、そのチップ工場があることによって、そこから生まれるバークで肥料を作る、伐採をしたその残りを鰹節のそこの原木であったりとか、チップ工場に出荷をするという、本当に島の山が巡回するという、その仕組みが一番望ましいと思います。先ほどのチップ工場の撤退については、行政であったり、宇検村の農家が一番痛手を感じており、また、今までのこの仕組みと同じような巡回型というのはどうすればいいかというのは、今、本当に民間企業も交えて検討しているところです。原木出荷の提案などもあ

って、そこを引き受ける業者さん方からも、宇検村じゃない、奄美大島のその山を巡回させるため、どういうふうな模索が一番いいのか、いい方法があるのかという部分をエネルギー源も含めて、いろいろ提案もらっているところなんですけども、世界自然遺産登録がなって、その山をいかに守りながら、いかに山を資源として活用できるかという部分をバランスを取りながら、いい方法があればということで、今からチップ工場が撤退した後の新しいその山の動かし方というのは、みんなで検討していかないといけない大きな課題であるとは思っています。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそれを、あまり時間をかけずにやって、早急にやってほしいと思います。第三セクター制もあるし、いろんな方法も考えられますので、大島にいる林業関係者の、一応もう失業という形になっていますから、また宇検村から一つの企業が消えて、そこに使われていた従業員たちも、一応解雇という、また次の仕事を探さないといけないという形になっていると思いますので、そういったのも残念だなと思っているところなんです。ですのでやはり、もう少し早めな善後策が打てなかつたのかなということで、もうこうなって、実際にもう何もない状態の中で、これ以上議論をしても、もう後戻りはできませんので、これでまた皆さんに今後どうしても、宇検村97%山の宇検村を活性化させるためにも、一つの事業として企業を持って来るなり、いろんなことをまた皆さんに考えてもらって、それも、この山を大事にしてきた70代以上の方々の思いもありますので、やはりその辺は早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、それと関連してなんですけども公社について、先ほど必要な量を確保していきたいというような話も答弁もいただきましたけども、9月の議会の時点で、500 tという数量はいただいておりましたけども、今現在ある量はどれくらいなのか、もうチップ工場がバークを出さなくなつてから、割と時間が経っていると思いますので、現在、堆肥として販売できるような、大まかでいいですでの、その辺はお答えできるんだったら、前回の9月の議会でみんなが買い付けとか、そんなのに走つたら困るという話もあったもんですから、もしできるんだったらその数量等をお教え願えませんか。

○企画観光課長（辰島月美君）

チップ工場が完全撤退という、その時点からは木くずを導入して、今実際に導入をして行っております。保有していたバークと木くずを混入してという形での取り扱いと、試験的にも畜産農家へ提供しながら、その堆肥の熟成度というか、そういうことを今試験的にはやっているんですけども、その木くずを導入するにあたり、木くずの量を向こう3年間は確保できるということで、今の状態の生産はそのまま確保できるという判断はしております。

○5番（肥後充浩君）

向こう3年間、原料が搬入できるんですか。その原料は何ですか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

今、バークを使っておりましたが、今後、木くずの利用を進めていきたいと思います。それと過

去、以前にバークがなくなったときがありまして、そのときも木くずの利用をして堆肥を作っていたときがあったんですが、そのときも問題なく堆肥として出荷することができております。ですが、その木くずの場合はちょっと歩留りが悪くて量が減るとかいう感じで作っていた状況がありました。以上です。

○5番（肥後充浩君）

私の記憶の中では、あのときの木くずは無償提供で、試しに皆さん、使ってくださいという形で配布されたと思っていたんですけども、販売、実際にそれを堆肥として販売されたんですか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

販売したというふうに聞いております。

○5番（肥後充浩君）

そのときの量までは把握できてないとは思いますけども、過去3年間ということは800 t ぐらいの木くず、結局木くずのもとはどこから持つて来るんですか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。現在、瀬戸内のほうから持つて来る予定になっております。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。それは搬入先は、今度、9月の議会で承認したチッパー、チッパーというか、粉碎機を使っての話だと思うんですけども、その搬入先はやはり今のチップ工場跡地に搬入してする予定ですか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。チッパーで今度、村が作る分を含めてじゃなくてですね、それ以外で瀬戸内から800 t 持つて来る予定になっております。

○5番（肥後充浩君）

それはチッパーにはかけないんですか。その原木を持って来る場所はどこでしょうか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

瀬戸内から持つて来るのは原木ではなくて、もともと木くずになっているやつをチップ工場のほうへ、チップ工場跡地のほうへ搬入する予定になっております。

○5番（肥後充浩君）

ということは、向こうに廃材として、産業廃棄物として瀬戸内の業者が持っているその木くずを、結局、この辺の業者が材木を、道路の改良のときに出る木の根っことか、そういったのを搬入して、それを金を取つて引き取つてゐるわけですね。それをまたチッパーに向こうは、多分かけているはずなんですよ。それをまた村としては購入して、それを堆肥として使うということですか。

○建設課長（高田浩志君）

はい、お答えいたします。この粉碎機の購入につきましては、9月の議会のほうで2,850万予算を計上しております。今の状況なんですけども、一定規模処理能力を備えた廃棄物処理施設を新たに

設置する場合ということで、これにつきましては県の指導要綱によりまして事前協議、そしてまた廃棄物処理する許可を取らないといけないということで、現在、その許可を取るためには施設の種類だとか、そして機械を設置する場所、それから一般廃棄物の種類、それから1日の処理能力、これは現在、1日の処理能力が5立米以上になると許可を取らないといけない。そういうので今、その利用目的をまず協議をしながら、その許可を取るスケジュールを立ててやっているところです。機器の購入につきましては、来年3月の上旬に入札をして、これは当然契約方と受注生産になりますので、繰越で来年度、機器は入って来る予定になっております。当然、その中で集落のほうから出される雑木だとか、あと公共施設の雑木、そして先ほど言われた公共事業のほうで雑木、それは平成30年度、31年度の実績によりまして村のほうの公共事業でも600立米ほど出しております。県の工事も、今資料をですね、どれぐらい出ているかというのを収集している状況なんですけども、まずは場所をどこでするか、今のところ、話し合いの中では今のチップ工場の場所で機械をそこに設置して動かすような考え方で、今いるところであります。以上です。

○5番（肥後充浩君）

そしたら、やはりチップ、瀬戸内から原料としてそれを購入するということでよろしいですね。

○企画観光課長（辰島月美君）

バークの代わりに木くずを利用しての堆肥を作る、途切れないようにするということで、宇椙村内の仕組みができるまでは瀬戸内から購入をして、木くずを購入して堆肥を作るという流れになっています。

○5番（肥後充浩君）

9月の議会のときにおいて、原木とか、それから各集落からの雑木、庭木を切ったやつとか、そういったのを受け入れてするということで話を聞いていたんですけども、大々的にやはり、根本的に少し違ってきたんじゃないかなと思っております。各集落において、もう12月ですので、いろんな伐採、木を切ったりとか、いろいろ美化作業で出ると思うんですけども、早めにやはりこっちに持つて来てくれよというような、今からその原料集めをしておかないと、先ほど何十tと言いましたか、トン数で言っているんですけども、これは粉碎してリュウベ数に換算するとぐっと減ります。木の1tと木くずの1tでは大きな差が出ますので、その辺はやはり重々考慮しないと、今言っている500tのバーク堆肥生産というのは、なかなか、1,000tの木を持って来てちょうどぐらいいになるんじゃないかなと、私は約半分ぐらいだと思っておりますけども、そういうことも考えると、やはり原木原料不足だということが頭にあったもんですから、瀬戸内からの購入並びに、やはり村でやるということで、3年間は大丈夫。ただし今あるのは1年ぐらいは今ある堆肥はもちますか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

今現在ストックしてある堆肥については、1年はもちません。これは想定でしか言えないですが、あと2カ月、3カ月、その程度だと思っております。

○5番（肥後充浩君）

そこでですね、今出している堆肥は元気1号という銘で確か出しています。青い袋には中の成分も全部書いてあります。リンとか、窒素とか、カリ、そういったのが何%入っていますよと、あれはとるときに県に送って、そこでちゃんと成分をしてもらって送っていますので、もしそれが、今原料がなくなるんだったら、あの袋自体も使えませんので、あれを使うと公示違反になりますから。だから、その辺もまた村として考えて、早め早めに新しくできる堆肥、その成分をちゃんと検査させ、そしてそれに合った表示の下で、あのときは非常にいい堆肥だということで許可をもらって、あそこにちゃんと成分も書いてありますので、その辺は気をつけないと役場がうその表示をして品物を出したというようなことになりますので、私はちょっとそこが気になったもんですから、どれだけもつとか。だから、それ以降はやはりこういう名前では出せませんよということで、ちゃんと村民にも分かつてもらわないと、これから先、役場としてまた、対応を、ほかのほうの対応を迫られることになりますので、その辺は注意をお願いしたいんですけど、どうですか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。現在のところ、まだ残りのありましたバークと木くずとブレンドといいますか、混じっている状態でありますので、正式に木くずで出た堆肥ができた、牛舎から持ってこられたときに成分分析はやって、村民の皆様に販売したいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそういうふうにお願いしたいと思います。それと、やはり三つ、この前、2年前ぐらいに、2・3年前ですかね、新しく1億2,000万余りをかけて造った、せっかくチップ工場が継続しておけばどうということはなかったんですけども、それはやはり中で水と、そういったのも撒けるような状態になっていますので、十分な活用をお願いしたいと思います。でないと、せっかく造った場所が生きてこなくなりますので、その辺の使い道も、やはり3カ所ありますから、その3カ所のところを、ぜひみんなが、村民がよく頑張っているねと言われるような堆肥づくり等をお願いしたいと思います。今のは要望でお願いいたします。

次に、育英財団についてですけども、先ほどの同僚議員からもいろいろありましたけども、これはまだ今までどおりという形じゃなくて、みなし解散は続いているという形と考えていいんですね。

○教育委員会事務局長（松元五月君）

6月に評議委員会を開催いたしまして、その中で緊急特別決議により法人を継続することになっております。これはみなし解散された以降、3年以内であれば、その評議員の決議により法人を継続できるということがありますので、その形で臨時の評議委員会を開催いたしまして、これで法人はみなし解散じゃなくて、今財団法人として継続して登記しております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ということは、今までどおり、今までと全く同じ状況で、県からも監査が来て、話を聞いていったというようなことですので、また何か、県のほうの審議も12月中にあるということですので、私

はまだ本当の元の形には、まだ認可されていないんじゃないかと思っているんですけども、その辺はどうですか。

○教育委員会事務局長（松元五月君）

一応、財団としては登記できていますので、公益財団法人としての運営は行っておりますが、まだその公益認定審議会、そちらのほうの審議は終わっていませんので、一応それが終われば、終わらなくても、この言い方はあれですが、終わらなくても一応今のところは、今財団でやっている事業等は行っています。今回、12月21日のその審議会のほうに出席して、現状報告等を行って、そちらからある程度、指導等ありますが、現状ではこの財団は事業運営を行っていけております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。財団が解散となると、税金等も多く払わなければならぬし、その辺から資産がどんどん目減りしていくんじやないかということは、私の一番の心配事でございました。そこで村長、やはり、こういった事態に陥りました、これを設立したときは、今の70代以上の方々が、まあいえば枝手久騒動のときに東亜燃料から迷惑料という形で宇検村がもらって、そしてこれを財団設立するときも県に何度も足を運び、宇検村はこの子供たちのためにこういったことをするんだということでやって、今までできたんですけども、こういった形に一応もうなりました。それを村民の方に、やはり公表して、今後、こういうことがないようにみんなで頑張りましょう、気をつけましょうという形で、公表をしてほしいんですけども、どういった考え方をしていらっしゃいますか、その辺は。

○村長（元山公知君）

肥後議員のおっしゃることはごもっともでございまして、我々もまたこういうことがあったということを、まず議会の皆様には説明をさせていただきました。村民の皆様にもいろいろ集落座談会等、また計画しながらとか思っていたんですけども、今、コロナ禍の中でですけど、ですから、できればそのような場でしたいと思いながら、少し時期は遅れますけども、しっかりとまたそういう場で、また説明していきたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

うけん広報、それからFM、また議会のこの場等、いろいろ公的場所もありますので、やはり我々も聞かれるんですよ、一般の方から。いや、私も9月にしか、そういう話はしておりませんよ。6月からどうのこうのという話も、いえもうそれまでは全然知りませんということで、ちょっとお答えしておりますので、やはりもうなった以上はなったとして、それに対してやはり公表し、それをお詫び、今後の啓蒙にするためにも、ぜひそれは行ってほしいと思います。座談会はいつになるか分からぬし、もうこういう状況で、また次のゼロから一歩踏み出すためにも、やはりここで一応はじめをつけて、そしてやられたら一番いい形じゃないかなあと思っております。ぜひその辺は公表されて、公表並びにそういったことをお願いしたいと思います。

次に、災害対策ですけども、防災センター避難所において、避難した方々の意見というのは、もう区長さんを代表して聞いているということでいいんですね。

○総務課長（原田俊昭君）

この台風10号については、非常に村民の方も、今後、避難についても、今回ですね、非常に考えたことと思います。それで、村としても村の中では検証して、それから住民の方の意見を聞く場をということで考えておりまして、その中で区長さん、区長さんは今回、避難所の体制に当たりましたので、その際、いろんな心配事だったり、いろんなことを聞いているはずございましたので、区長会の中で集落の皆さんのお意見を伺うという考え方をもちまして、区長会で皆さんのお意見を伺ったと考えております。

○5番（肥後充浩君）

実際的にそういう話はされたのは、こういうふうに対処しようとかいうのの議事録みたいな、そういうのはつくられていますか。

○総務課長（原田俊昭君）

先ほどの9月の11日に総務課、保健福祉課、消防、教育委員会で避難所体制のことについて話を行いました。これについては、各課で話し合った結果をちゃんと文書に要点をまとめて、その場で話し合い、その結果、主だった意見を区長会に示した上で意見を、区長さん方の要望、意見を伺いながら、反省点を検討いたしました。したがって、その資料としてはちゃんとこちらのほうは持っています。

○5番（肥後充浩君）

その中で、公民館で雨戸がないところの把握はされてますか。

○総務課長（原田俊昭君）

この公民館についてでございますが、雨戸がないところで、今回一番心配として上がったのが部連の公民館が雨戸がまだなくて、非常にまた窓が大きくて風に不安があるということでございました。ほかは名柄の公民館のほうで、やはり雨戸がなくて心配という意見がございました。そういうことで、そういう集落に対しては、今回、避難所体制のときにはですね、学校、あとやけうちの里、そういうところに避難してくださいということで、今回の台風10号については乗り越えたわけでございますが、今後は、その窓等心配のあるところはですね、実際、集落等を回って意見を伺って対応していきたいと考えております。

○5番（肥後充浩君）

今、名柄と部連という話が出ましたけれども、皆さんも台風が来たら、自宅で雨戸を絶対閉めるはずです。雨戸を閉めることによって中にいることの安全性が確保できると自分たちも思っていますので、台風のときに雨戸を閉めない家というのは、なかなかないと思います。ですのでこれは、公民館もみんなが集まるところですので、同じだと思います。私が調べたところによると、雨戸なしの7カ所あります、集落で。自前で雨戸を造っているところも2カ所あります。単に外から見

るだけで、もうそれは分かりますから、そんな時間は要しなはずですので、私が9月にしたときにも、こういったことをしてほしいなということでお願いしたんですけども、今、12月です。令和3年度の予算には、まだ間に合うと思います。ですので、これは早急に、自分の家だと思って、自分だったら家の中において、雨戸がなくて居れるか、それは居れないと思います。やはり雨戸を閉めて、1回そこで物が飛んで来たときにワンクッション置いて、ガラスが割れたらそれはしょうがないと思うのが普通だと思っておりますので、ぜひそういう気持ちになって、この部分の、もうあと半年もすれば、また台風がやって来ます。避難してください、公民館に、雨戸はありますよ、十分危険性はないですから、どうぞ皆さん、避難してください。そういうことがやっぱり、この大きな台風を通り過ぎた後に、検証というのをそういうものだと私は思っていますので、ぜひ今年の予算には雨戸をつけることをお願いしておきたいと思いますけど、総務課長、どうですか。

○総務課長（原田俊昭君）

やはりこういう台風等、大きな災害に対しては、住民の不安を取り除くというのが一番大切と考えますので、議員のおっしゃるように公民館等、また回りながら、区長さんと話しながらですね、大きな窓等、不安があると思いますので、そこら辺、十分また検討してまいりたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

ぜひお願いしたいと思います。それともう一つ、前回、同僚議員が体育館はなぜ避難所にならなかつたのかということをお聞きしていたんですけども、そのときの答が風が強いからということで言ったんですけども、前、台風で確かに屋根が飛びました。飛んだんですけども、それは補修しました。飛んだことがあるから、あそこは危険だということも、何か答弁の中で私は見たんですけども、やはり、そういったのも一番大きな湯湾集落の人たちがたくさんで、村の中心でもなる場所、あそこにやはり、私が思って危険だと思っているのは、真ん中にある張り出しみたいな、ガラス戸の屋上まで行く、天井まで行く通路がある、あの両方の武道館側と、それからこっち側にある、みんなが出入りする、そこのところの窓が雨戸がないですよね。あそこの対策さえできれば、十分に避難所として雨戸もありますし、それと玄関の対策だけ行えれば、十分に避難所として、一番大きな避難所ですので、できると思うんですけど、その辺の体育館をもう一度避難所にする計画等、そういうのはできないでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

防災計画の中で、ちゃんと体育館は避難所になってございますので、まず、今回の台風の際には学校を利用しようという考えでございましたので、まずはそこを充実させながら、体育館もですね、やはり今後、大きい災害、台風も台風10号のようなのが毎年来る可能性もございますので、そこら辺は十分に考えて、一番大きい避難所ですね、体育館、そこら辺も議員がおっしゃるように考えていきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

ぜひお願いしたいと思います。あそこにはシャワー施設もあり、車いすで昇れるような昇降路も

ちゃんとあります。一番広い場所でもあり、コロナ対策にもちゃんとしっかりと対応ができる避難所だと思っておりますので、ぜひそこは考慮して、まだ予算査定にも間に合うと思いますので、そういうものに対しては我々議員、誰もそこに予算をつけるなという人はいないと思いますので、ぜひお願ひしたいと思います。

時間がきたようですので、お願ひしてこれで終わりたいと思います。

○議長（杉浦治俊君）

これで5番、肥後充浩君の質問を終わります。

暫時休憩します。午後の再開は1時10分とします。

休憩 午前 1時30分

再開 午後 1時10分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、喜島孝行君。

○7番（喜島孝行君）

会場の皆様、こんにちは。6・7年ぶりに一般質問をさせていただきます。新人と一緒に多少緊張しておりますので、間違いましたらお許しください。

一般質問に先立ち、所見を述べさせていただきます。新型コロナウイルスの拡大がなかなか収まりそうにもなく、近隣市町村においても拡大の一途が続いております。今のところ特効薬というものがなく、マスクをかけ、うがい、手洗いをきちんとして、三密にくれぐれも注意なされて日々お過ごしくださいますよう、切にお願いいたします。

それでは、通告に従い、3点ほど質問させていただきます。

1点目は、最近話題に多少乏しい世界自然遺産登録について、現在の申請状況及び今後の取り組み並びに登録が決定された時に訪れる来村者に対する対応の仕方について。

2点目は、現在猛威を奮っております新型コロナウイルスに対する対処方法はいかがなものか。

3点目として、構造的な後継者不足等により、農地の遊休化、あるいは荒廃化が進んでいるように見受けられますが、この状況を打破するのにはどのようにしたらよろしいのか。

以上、3点についてお願いいいたします。これから先は通告席において質問をいたします。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの喜島孝行君の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

喜島議員のご質問にお答えいたします。

まず、世界自然遺産登録についての1点目世界自然遺産登録の現在の申請状況及び今後の取り組みはとのご質問ですが、現在の進捗状況ですが、ユネスコ（国連教育科学文化機関）は、新型コロナ

ウイルスの感染拡大で延期していた今年の世界遺産委員会を、来年6月頃に中国で開くことを決定しています。それに伴いユネスコの諮問機関である IUCN（国際自然保護連合）が委員会開催6週間前までに、推薦候補の登録可否を勧告することになっており、過去の流れどおりに進むと IUCN が5月ごろに勧告し、6月の世界遺産委員会で「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の登録審査が行われると予想しております。

大島本島5市町村で構成する奄美大島自然保護協議会では、世界自然遺産登録を見据えて、すでにメディアへの広告事業や航空機搭乗のインセンティブとなる助成の予算を確保しております。今年度においては、増加が予想される来島者に向けて「奄美大島の自然の魅力・マナー」動画の制作も手掛けており、今後も気運を高め、世界自然遺産登録に備えていく所存です。

次に、2点目の登録実現後の来村者に対する対応についてとのご質問ですが、昨年度から計画をしている体験観光多目的交流施設に観光の総合窓口を設ける予定です。この施設を拠点に、観光情報の発信やインバウンド対応、体験プログラムの斡旋等を行い、今ある、うけん市場の村民の流れを取り入れながら、村民と観光客との交流も視野にいれ、宇検村ならではの観光の展開ができればと考えています

次に、新型コロナウイルス感染症についての現在、猛威を振るっている新型コロナウイルスに対する対処方法はいかがななものか伺うとのご質問ですが、現在、全国的に GOTO トラベルキャンペーンが始まり、県外からの往来が多い中、一番重要なことは水際対策業務だと思っています。空路では、奄美空港における新型コロナウイルス感染症拡大防止水際対策業務として検温検査のためサーモグラフィーを設置し、鹿児島県及び5市町村委託業務として民間業者に、10月1日から委託業務として実施しています。

また航路では、名瀬港における新型コロナウイルス感染症拡大防止水際対策業務を、鹿児島県及び5市町村委託業務として民間業者に、12月1日から委託しています。

奄美大島本島内で陽性者が確認された場合は、5市町村との密な情報共有及び収集をし、いつでも奄美大島新型コロナウイルス感染症対策本部（奄美大島5市町村長）が結集できる体制になっています。

第1波・第2波と現在第3波が起きている状態であります。新型コロナウイルス感染症の収束は感染症専門者等の中でも意見が異なる情報が多いようであります。新しい生活様式での、最低限・人との距離に気を付けましょう・状況に応じてマスクをしましょう・こまめに手洗い及びアルコール消毒をしましょうが、感染症防止になると思います。

次に、遊休農地についての後継者不足等により荒廃地が増加しているように見受けられるが、今後どのような手順を考えているのか伺うとのご質問ですが、宇検村の荒廃農地の現状については、再生可能な荒廃農地が27haであり、再生困難な荒廃農地が49ha、全体で76haとなっています。前年と比較すると、再生可能な荒廃農地が3ha増加しているが、再生困難な荒廃地については、マイナス91haであり全体での荒廃農地は減少傾向にあります。

また、今後の対策として、後継者や担い手農家が不足している現状ではあるが、持続可能な営農計画を立て、個人ではなく生産組合での営農、荒廃農地の管理を促し、その活動に対して簡易な農地整備事業等を合わせることで荒廃農地の解消につなげるとともに、農地中間管理事業の重点実施区域においては、農地中間管理機構と連携し、農地集積や高収益作物への転換を図るほか、集団営農での栽培技術の統一による地域全体の農作物の品質向上も図りたいと考えております。

また、農業委員会、農政担当課と荒廃農地の情報共有により荒廃農地の減少に努めたいと考えております。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○7番（喜島孝行君）

世界自然遺産登録についてでございますけど、開催地が中国ということであり、以前から多少一抹の不安がありました。と言いますのも、中国はいろんな政治的な問題で、日本のこの登録をすんなり受け入れてくれるのかどうか、その辺りが心配な面もあるんですけど、村長、どうですか、その辺りのこととは懸念はないでしょうか。

○村長（元山公知君）

議員のおっしゃるとおり、我々も首長同士で話している中で、そのような懸念も出ておりますが、それでまた環境省等、いろんな関係機関にいろいろ質問もしているんですけども、大丈夫であろうという言葉しか返って来ません。はい。ですから、やはり共通の、やはり開催地も開催地なもので、共通のまたそういうふうな懸念があると思うんですけども、しっかりと我々は我々の立場から最大限の努力をしていきたいと思っております。

○7番（喜島孝行君）

中国については、いろいろ尖閣の問題とか、いろんな面で信用できない面が多くて、我々もできればこの世界自然遺産登録も素直に通していただければありがたいんですけど、その辺りは国あるいは県あるいは市町村等は積極的にバックアップして登録ができるようにお願いしたいと思います。もし登録がかなったら、世界中から日本ほうに来村も増えてくると思いますし、またそうすれば経済的にも潤うことが間違いないだろうと思っております。その辺りについての担当課の何か、ご意見がござりますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

中国で開催される部分なんですけども、会場が中国ということで、中国が決定するというわけではないので、そういう部分の懸念は払拭できるかと思います。世界自然遺産登録になったら、やはり村とすれば、村の文化的な部分であったりとか、それを保持できる方向の観光客の増加、経済的にも成長ができる、そして環境的にも適切であるという、そういう部分で世界自然遺産登録になることによって増える観光客によって、村も一緒に潤っていく、そういう仕組み作りが一番大事かと思っています。懸念材料であるやつは、一つ一つクリアをしながら、多分、世界自然遺産登録

になるであろう来年度に向けて、また努力していきたいと思っています。

○7番（喜島孝行君）

実現できたら、これはもう非常にうれしいことで、日本全体にとっても喜ばしいことだろうと思います。でも、せっかくこのように、もし実現できても、宇検村辺りに来られても、宇検村としての特産品というものが、宇検ならではの特産品というのがなかなか見当たらないので、その辺りのまた、できれば特産品協会等を主体として、村も協力しながら、何かいい特産品を作り上げていただければと思うんですけど、いかがでしょう。

○企画観光課長（辰島月美君）

世界自然遺産登録になるその受け皿とすれば、宇検村のみならず奄美群島全部で取り組むという、そういう強靭化を目指していかないといけないと思います。宇検村規模でいえば、もちろん特産品協会もですし、観光全般に関して大きな組織をもって対策をしていく必要があると思います。去年から計画をしています、名前もまだはっきり決まってはいないんですが、事業名として体験観光多目的交流施設を今、建設検討委員会も何度も開催しながら、建築に向けて検討はしているんですけども、その中にうけん市場機能も持つて来、また公共機関の発着も持つて来、そしてインバウンドに対応した総合窓口、それからそこに関する来客が求める特産品であったりとか加工品の開発、そういうことも全て機能を一極集中しながら、みんなが横の連携を取つて活動ができる拠点という部分を大きくそこに集中してやっていきたいと思います。

○7番（喜島孝行君）

そういう意味では、せっかくのその登録が宇検村あるいは日本にとって非常に喜ばしいことでございいますので、実現できることを切に希望いたします。

それと、今のその展望台までの交通アクセスですけど、確かに前に何カ所か崖崩れ等をして、道路が不通になったときもありますので、とにかくそういうのがないように、もし可能であるんだったら、また新たなルートも考えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺りはいかがですか。

○建設課長（高田浩志君）

この件に関してなんですが、確かに湯湾大崩線につきましては、過去これまで災害が崖崩れで通行止めとか、いろんな、ありますて、交通の便が止まったときもありますけども、今現在、湯湾岳公園整備事業で今年度で完成に向けて駐車場の整備、そして湯湾岳、湯湾大崩線からの入口のほうを整備しております。また併せて、社会資本総合整備事業の湯湾大崩線の整備もですね、急カーブの場所1カ所を事業のほうでしております。そしてまた、当初予算、来年度の予算のほうにも計上しますけど、入口のほうからずっと上つて行きますと、大きな枠がしている場所もありますけども、その辺の水対策、そして排水路対策を整備していく考えでありますので、その辺でスムーズな交通体系を確保していきたいと思います。その中で、新しい路線の話もありますけども、新しい路線になりますと1種・2種の絡みが出てきますので、今の路線を整備しながら車両の通行を確保していき

たいと考えております。

○7番（喜島孝行君）

その1種・2種との絡み合いということで、なかなか難しい面もございますけど、できれば可能となるならば、そういった新しい交通網も考えていただきたいと思います。

それと、せっかくですけど、もしそれが、湯湾大棚線がちょっとまた崖崩れ等により通行ができなくなった場合、また、役場の上のほうの道路もありますけど、この道路は幅員が狭く、なかなか、もしいざというときに大型のトラック等は離合がなかなかできないと思うんですけど、その辺りのこここの改良というのは、また考えることはできないんですか。

○建設課長（高田浩志君）

メインといたしまして湯湾大棚線、ずっと大和村の町村境に向けてメインの道路があります。そしてまた、役場のその入口のほうから下朝戸上大窪線が通っておりまして、水源池のところまでは道幅はある程度確保できているんですけど、それから三差路の合流地点の間におきまして、現在、側溝も閉塞して、上からの土砂が流れ込んでいるところもあります。その辺の対策は令和3年度の予算にて、その土砂の撤去等、要するに上から石ころが流れ出ないような擁壁あたりの計画も考えております。ただ、ここをバス等の大きな車が通れるような道になると、またそれもちょっといろんな絡みが出てきますので、その拡幅はちょっと難しいんじゃないかなと、今考えているところです。

○7番（喜島孝行君）

せっかく世界各地方から来られる方にとっては、展望台ぐらいまでの間の交通アクセスはしっかりとほうがいいんじゃないかなと考えるところですけど、我々が昔、アメリカのヨセミテ国立公園に行ったときなんかも、その道路なんか、その場所に行くまでの道路というのは、非常にすばらしい道路でありましたので、確かに1種・2種の制限もありますけど、できれば景勝地の近くまではいい道路であったほうがすっきりとまた、いろんなところから見に来られる方々にとってはいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○建設課長（高田浩志君）

お答えします。今、湯湾大棚線の社会資本にて整備が終わる区間もありますが、全体的に入口のほうに向けて道幅は2車線ぐらいの道幅が確保されております。ですが、舗装面、路面のほうがですね、途中、がたがたになっていたり、ひび割れが生じている場所もあり、そしてまた路体自体が舗装面が沈下している場所も入口から大和村の町村境に向けて見受けられるので、その辺は舗装補修の路面補修工事であったり、その辺を入れながら今の路面をですね、スムーズな車が通れるような形で整備をしていこうと考えております。

○7番（喜島孝行君）

ちょっと多少無理な面もあるとは思いますけど、なるべく頑張って新しい道路を造っていただければありがたいと思います。

それと、コロナウイルス対策の件なんんですけど、なかなか今、新聞・テレビ等、朝から夜の遅くまで報道されておりますけど、なかなか特効薬ができないということ。今、ちょうど今日ですか、今日あたりからですか、イギリスのほうでワクチン接種というのも出て来ておりまして、それに対抗してロシアのほうからもありますけど、その状況は分かりますか。コロナ状況のある程度の。

○保健福祉課長（栄 光男君）

現時点の大島本島の状況ですか。今、県のホームページのほうでは4月から今の現時点で、大島本島で感染している方は12名となっているんですけど、その薬関係のあれはまだ県からの指示は来ないです、議員がおっしゃるのは新聞等、テレビ等で言っている、今いえば、ベルギーからイギリスのほうに供給が始まったとか、そういうのをやっているんですけど、今、日本ほうの情報はうちのほうには入っていません。以上です。

○7番（喜島孝行君）

これはまた今からだろうかなという気もいたしますけど、それがもし実現できるんだったら非常にありがたいことで、一抹の不安も拭い去ることができるんじゃないかと思います。ところがやはり、日本人は非常に勤勉で言われたことを守るということなんんですけど、最近のテレビ・新聞等の報道によりますと、特に若い20代から30代にかけての若者が、要するにもう、別に罹ってもいいやという、要するにコロナ慣れですかね、そういう状況で平気で夜の繁華街に行って、せっかく東京都知事辺りが自粛、10時以降の時間外を自粛しているんですけど、なかなかそれに素直に応じてくれないと。逆に昨日の夜のテレビを見ていたら、やっぱり20代の女性の方が、自分も高を括っているのかしれないんですけど、感染して非常に苦しいと、だからコロナ慣れとか、そんなことを言ってくれるなというような、憤慨していたようなテレビ報道がありました。そういうことで、ぜひとも宇検村にとっても、今、幸いに感染者がいないんですけど、そういうのがひとりでも出ないように、徹底した三密、あるいはマスク、うがい等、いろいろそういった基礎的なを徹底してやっていただきたいと思います。できれば赤土山辺りにそういう消毒のを置いてもらうぐらいが、水際対策としても一番いいんじゃないかというような気もいたしますけど、いかがなもんでしょう。

○保健福祉課長（栄 光男君）

今の質問ですけど、今実際、宇検村の状況は一応、対策としてはやけうちの里のお風呂は、今閉館しております。なぜかと言いますと、うちのほうは島内だけ入浴を許可して、隣の奄美市の住用の奄美交流センターですかね、あれはもう県外オープンになっています。うちのほうは島内でやっている関係上、隣接市町村は結構来ます。1日10名とか12・3名来ますので、それを考えますと、今議員さんが言った赤土山でそういうのをやるということは、来ないでくれということですので、じゃあ、宇検村の方は奄美に行くとき、買い物はどうするんじやと言われた場合は、そういうのがありますので、なかなか難しいです、そうするのは。以上です。

○7番（喜島孝行君）

保健福祉課長、来ないでくれという意味じゃなく、なるべく水際だから、遠いところのほうで止

めたほうがいいという意味での質問でした。

それと、このコロナウイルスに関しましては、なかなかワクチンができない限りなかなか収束という方向には進んでいかないような気がいたしますけど、皆さん、それぞれ自分の家族とか、或いは親戚縁者なんかにうつさないようにという心構えを持っていただければ、何とか今のマスクとうがい、あれで95%は専門のお医者さんなんかが止めることができるようなことをおっしゃっていますので、それを徹底していただきたいと思います。特に高齢者の方が、宇検村の場合は多いわけで、その辺りの対策をしっかりと練っていただければありがたいと思っております。

次に、遊休農地についてですけど、答弁書に書いてありますけど、荒廃農地が3ha増加して、逆に生活困難な荒廃地はマイナス91ということで、非常にこのように減っているんだたらうれしいことですけど、私の認識違いかもしれませんけど、ぱっと見た目、どうしても湯湾の広下とか、あの辺りを見ると、皆さん、後継者不足やら、あるいは年齢による体力不足等により、農地をなかなか継続することが困難みたいな方もいます。そうであればやはり、そういう方々から農地の借上げで、農地中間管理事業ですか、この事業をいかに効率的にやって、できれば皆さん、代々個人でやられるんですけど、やはりある程度の、これは持論になりますけど、何名かタッグを組んで面積も拡大して、そしてたくさんの費用効果を高めるというようなことができればありがたいかと思うんです。私自身、農業に携わっている者じゃないんですけど、その辺りしたほうが、一人で苦しむよりはみんなで一緒になってやったほうがいいんじゃないかと、そういう意味ではよその永良部、喜界とか、こういう農業が盛んなところは、確かに耕地面積が全然違いますけど、組合を作つて積極的にやっていらっしゃって、結構収入も得ている方もいらっしゃいますので、そろそろ宇検村としてもそういうのを抜本的に考えてやらなければ、なかなか今の状態じゃ零細企業の農家しか育たないので、できれば機械化作業に少しずつ生産力を高めていただければと思うんですけど、いかがでしょう。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。まず荒廃農地、荒廃農地と言いましても、再生が可能な農地と再生が困難な農地というふうに分かれていますが、最初の数字でありますけど、3ha増えて91ha減ったという、何かマジックみたいな話になるんですが、これはもともとの数字の荒廃している農地面積が減ったので、それでトータルとしてマイナス91というふうに、元の分母が減る段階で減ったような感じになっております。それと、農地をどうやって再生していくかということですけど、前、ずっと考えてというか、言っているのが、集落の方とかいうのを集めまして、人・農地プランというのをやっていけば、その解消につながるのではないかというふうに考えております。

○7番（喜島孝行君）

今その人・農地プランというのをもう少し詳しく教えていただけますか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

人・農地プランですけど、地域の話し合いを再活性化して将来にわたって地域の農家を誰が担つ

ていくか、誰に農地を集積、集約化していくか、地域の皆さんで決めていくプランであります。プランを立ててそれに基づいて人・農地プランの実質化、実質化に向けて農家の方に行っていただくようになると思います。

○7番（喜島孝行君）

その場合のリーダー的なものというのは、自分たちで決めるということですか、その農家の方々が集まって。それとも、村のほうである程度主体的に動いていただけるのかどうか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

プランが宇検村の場合は三つありますて、久志校区の久志校区と田検校区と宇検地区といって三つあって、そこの方々に久志校区だと宇検・久志・生勝という集落の方々に集まつていただいて決めるという考えになっております。

○7番（喜島孝行君）

いずれにしても、今後の宇検村の農業が盛んになるためにも、皆様で知恵を出し合って、なるべく小規模でなく、あるいは中規模から大規模みたいな農業を目指して頑張っていただければと思います。

以上、時間は早いですけど、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

これで7番、喜島孝行君の質問を終わります。

暫時休憩します。次の開会は2時にします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 2時00分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、保池穂好君。

○3番（保池穂好君）

会場の皆様、こんにちは。令和2年第4回一般質問に先立ち、所見を申し上げます。12月5日におかれましたチャアップ、そしてアイランドピック、奄美群島一斉打ち上げ花火、主となり活動していただきました青年団の皆様、そして商工会青年部の皆様、本当にありがとうございました。次世代を担う青年たちが力を合わせ、悪天候の中、村民の皆さんため、医療従事者のため、頑張っている姿を見ることができ、誇らしく思いました。この事業は奄美群島12市町村の青年世代がつながり、未来を作りだすためのきっかけを育むプロジェクト、そしてコロナ収束、コロナに落ち込んでいる人たちを上を向いて生きていってほしいという意味を込めたプロジェクトと聞いております。これからも手と手を取り、すばらしい未来を創出できるように、青年団、商工会青年部の皆様にはご期待を申し上げます。

それでは、通告に従い、質問いたします。

1点目に、宇検村の発展について、集落創生金設置の考えはないか、お伺いいたします。

2点目に、子育て支援について、子供が入院した場合、世帯への補助はできないか、伺います。

3点目に、消防団について、消防団員の日額が5,500円となっているが、条例改定の考えはないか。ほかの報酬及び費用弁償条例の金額があるが、平均した会の時間とその根拠を伺います。

4点目に、観光振興について、観光振興の中でトイレ整備を訴えてきましたが、今後の計画を伺います。

5点目に、人事評価制度について、宇検村の人事評価制度の取り組み状況と評価の内容をお伺いいたします。

この後は通告席にて質問いたします。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの保池穂好君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

保池議員のご質問にお答えいたします。

まず、宇検村の発展についての集落創生金の考えはとのご質問ですが、今回村は、新型コロナウイルス感染症の影響で寄附金収入減となった村内の全集落に対し、集落支援金として30万円の交付を実施しました。村の発展は、まず集落が維持されることが求められますので、今後もこのような不可抗力的な事態に際しては、状況に応じた支援を積極的に行ってまいります。その上で集落創生というのは、集落を発展的に維持していくため、宇検村版地方創生のような考え方で、集落独自の活性化を目的とした取り組みに対し、村が人的支援や補助金交付などを行う考え方と理解します。集落が抱える課題や活性化へ向けた集落独自の取り組みは、村の発展に直結しますので、村の財政的にも持続可能なルール作りに努め、独自の取り組みを支援できるよう検討してまいります。また、これからもできる限り集落の要望に応え、今後も集落で安心して暮らせるように支援を行ってまいります。

次に、子育て支援についての子供が入院した場合、世帯への補助はできないかとのご質問ですが、通告書に例（1）、例（2）とありましたので、それに沿ってお答えしたいと思います。

例（1）島内での治療ができずやむを得ず島外での治療になった場合の移動費・宿泊費とのご質問ですが、現在本村には妊産婦及び新生児が島外で治療を受ける必要がある場合に、交通費等の一部を助成する「宇検村ハイリスク妊産婦等出産支援事業」を昨年度の8月1日から実施しており、今までに1世帯の方が利用されています。これは本島内では本村のみ実施している事業となります。しかし、子供が島外で入院した場合は医療費以外の補助等はありません。またやむを得ず島外で治療が必要になったお子様がどれだけいらっしゃるかも把握していないため、今後、子ども・子育て支援に関するアンケート調査等で実態やニーズ把握を行い、事業の必要性を検討していきたいと考えます。

次に、例（2）有給が出ない場合の親の給料に対する補助とのご質問ですが、移動費・宿泊費同様、有給が出ない場合の親への給料に対する補助は現在のところありません。また、近隣市町村においても実施しているところはありませんでした。万が一、そのような相談があった場合の対応としましては、社会福祉協議会の中に「助け合い資金」という救済目的の貸付金があります。これは低所得世帯に対し緊急不足の出資に要する資金の貸し付けであり、当面の生活費でお困りの世帯があれば、貸付限度額がありますが無利子で借りれますので、ご紹介をできるかと思います。しかし、そのような世帯からの相談等は現在のところ受けしておりません。例（1）の答えと同様、経済的に困窮された家庭が存在しないか、今後子ども・子育て支援に関するアンケート調査等で実態やニーズ把握を行い、事業の必要性を検討していきたいと考えます。

次に、消防団についての1点目の消防団員の日額が5,500円となっているが、条例改定の考えはないかとのご質問ですが、消防団員の日額5,500円は報酬として条例に規定されていますが、これは団員が研修会や会議に出会する際、費用弁償に合わせて支払われるものであり、現時点では条例改定を考えるには至っておりません。消防団員には、このほか出動や訓練の際に費用弁償として5,500円支払われます。平成18年からこの金額ではありますので、近隣市町村の状況も参考にしながら改定すべきか検討してまいります。

次に、2点目の他の報酬及び費用弁償条例の金額があるが、平均した会の時間とその根拠はとのご質問ですが、この報酬は、地方自治法203条の2第5項の規定に基づき条例で額並びに支給方法を定めなければならないとなっており、各市町村ごとに定められております。平均した会の時間とその根拠をお尋ねですが、報酬対象の委員の職務はさまざまですので、通常の会議として考えると平均して1・2時間であると推測できます。また、報酬は条例により日額か月額で支給されることになっていますので、時間単位という考えはございません。

次に、観光振興についての観光振興の中で、トイレの整備を訴えてきたが、今後の計画はとのご質問ですが、村内のトイレの整備についてですが、観光地において重要かつ必要不可欠であり、計画的に取り組む必要があります。今年度は新小勝のトイレ改修と、湯湾岳の多目的トイレの一部改修、来年度は県の「魅力ある観光地づくり事業」の生勝公園整備事業で生勝集落に多目的トイレの整備を予定しております。観光振興目的ではありませんが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、各集落公民館のトイレ改修も今年度計画されており、外から利用できる構造に改修される公民館もあるようですので、新たな整備ではなく既存の施設を活用できる仕組みづくりも必要と考えています。観光ルートを宇検村のみならず南部大島全体のルートで勘案しながら今後も取り組んでまいりたいと思います。

次に、人事評価制度についての1点目の宇検村の人事評価制度の取り組み状況はとのご質問ですが、この人事評価制度は平成28年度から始まっており、村は、前期と後期の年2回人事評価を行っております。まず自己評価を行い、次に各課長が職員ひとりひとりと面談し、目標が達成されているか業績評価を行います。同時に専門性、協調性、判断力などの能力評価も行います。課長評価

後、副村長、村長の最終評価となります。この人事評価制度を有効に活用して、職員の法令遵守の意識を高め、職員が一体となり各課の業務を通して、村民の福祉の増進が図られるよう努めてまいります。

次に、2点目の評価の内容はとのご質問ですが、業績評価においては、職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握します。自分で立てた目標の達成度を見ます。能力評価においては、職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力を把握します。潜在能力でなく、職務上発揮された能力をみます。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○3番（保池穂好君）

まず1点目、集落創生金のことなんですけども、前向きな答弁、大変感謝しております。各集落を見てみるとですね、独自に今現在でも、いろいろ農業をやったりとか、鳥も農業なんでしょうけど、鳥を飼って何か、卵をみんなで採ろうみたいなとか、シイタケをやったりとかですね、非常にみんな、それぞれ活動しているなと思いまして、それが宇検村全体に波及できればいいなという考え方で、こういう質問をさせていただきました。この集落創生金を各集落に配ることができましたら、またそのお金を使って集落で活気づけるために、何か自分たちでアイデアを出してやっていく、その一助となればいいなという思いでさせてもらいましたので、ぜひ集落の区長さん方と話していって、また宇検村の活性化につなげるすばらしい事業としてですね、取り入れてもらいたいなという風に考えております。

次の子育て支援についてなんですけども、私が知っている限り、この1件にもしかしたら該当するかもしれません、治療が島内のほうでできないということで、鹿児島のほうに父母ともですね、両親ともに鹿児島のほうに上って行って、1ヵ月以上ですね、休職して子供の治療に当たるというのを見ております。そこでやはり、その場合は家とかはですね、知り合いの方が無償で提供してくださったりして、大変助かったようんですけども、やはり会社も働いてもらわんと困るという中で、だけど子供のそばにいてほしいという思いもありながら、1年間の有給消化をして、してしまった後は、それ以上は出すのはやっぱし会社としては厳しいという面もあると思いますけども、それ以上やっぱり休むケースも見受けられましたので、この点について全額とは言いませんが、ある程度補助をしていただきたいなというふうなことを思いましたが、その点については、もう一度聞きますが、どうでしょうか。

○保健福祉課長（栄 光男君）

では、お答えします。この質問のほうで、隣接市町村の担当者にも一応情報提供をもらいました。確かにあるんですけど、実際のところは実施していないと。一応、そういう本島から県外に行くんだったら、一応うちのほうの、宇検村ハイリスク、やってるんですけど、これはもう単独で3分の2を村が補助している段階です。ですので、一応、必要になる場合、やっぱり村長の答弁があったよ

うに、アンケート調査しなくちゃ、何でも事業に乗っけることはできませんので、一応そのアンケートを重視して子育てアンケートを調査をやってみたいと思っております。以上です。

○3番（保池穂好君）

それでは、アンケート等を早めにですね、実施していただいて、村民の皆さんはそういう立場になったことがないかもしれませんけど、やっぱり子供のことを考えるとですね、簡単にという表現はちょっとおかしいかもしれません、創造したらやっぱりあったほうがいいなというふうに思えるので、またアンケート等をして実施していただきたいなというふうに思います。

もう1点、ちょっと質問なんですけども、この宇検村ハイリスク妊産婦等出産支援事業の中で、旅費と、ちょっとすみませんね、交通費の一部を助成、3分の2ですかね、助成するということなんですが、それはもう2名だったら2名の3分の2でよろしかったですか。

○保健福祉課長（栄 光男君）

これは令和元年7月30日のほうで、議会のほうで議決された宇検村ハイリスク妊産婦出産事業の要項ですけど、言えば、運賃のほうは奄美空港から鹿児島空港の離島割引を制限とする、及び宿泊は15泊まで、実際額のただし1泊5,000円を限度とする、総額3分の2を助成する。ただしその額は、結局通院する、通院を余儀される方は5回まで助成する。また、ただし1回の宿泊は3泊までということで明記されております。人数は明記されておりません。以上です。

○3番（保池穂好君）

やっぱり2週間まで、大体2週間15泊まで見ていただけることは大変ありがたいんですけども、僕が先ほども申しましたとおり、1ヵ月以上休職して子供につきっきりという状況が見受けられましたので、今後もまたニーズがあるかと言ったらあったほうがいいなとは先ほども申しましたが、なかなかない事例だとは思うんですが、なかなかないからこそ、そこにしっかりと補助してあげるのがいいんじゃないかなというふうに考えておりますが、どうでしょうか。

○保健福祉課長（栄 光男君）

この場でやりますとは言えないんですけど、やっぱりそういう問題に、今一番接しているのが宇検村の子ども子育て会議、役員が8名おります。保護者の代表、また保育所の先生とか、8名の役員がいますので、その中で協議したらいいと思っております。以上です。

○3番（保池穂好君）

はい、分かりました。あとやっぱりこの助け合い資金という制度も大変ありがたいなあというふうには思いますけども、長期で休んでお金を借り、利子はないんでしょうけども、お金を借りて生活しないといけないというのは、やはり大変苦しいんじゃないかなと思いますので、ぜひ前向きに検討していただいて、協議会の中でも方向性が決まりましたらしっかりと取り組んでいただいて助成をしていただければなあというふうに考えますので、よろしくお願ひいたします。

さて次に、消防団について移りたいと思います。まず1点目なんですけども、鹿児島県の最低賃金がありますが、消防団で火災等が発生して出動した場合、8時間以上消火活動に当たった場合は、最

低賃金以下の報酬となりますけども、これは法令等には抵触しないかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

はい、お答えいたします。この消防団員の報酬というか、出動手当のことだと思いますけど、これはあくまでも有事の際の出動手当ということでございまして、何時から何時まで勤務するという手当ではございませんで、例えば半日で終わっても5,500円、8時間ちょっと超えても5,500円、これは一つの有事の際にですね、一律5,500円支給されるということになっておりまして、また、緊急時でございますので、そういうものには抵触いたしません。

○3番（保池穂好君）

法律には抵触しないというのは分かりました。ただですね、短時間で消火活動ができればいいんですけども、本当に先ほど申しましたように1日かかったときに仕事を休んで出動されるケースもあるんじゃないかなというふうに考えますけども、その際、1日5,500円としたら仕事も休んで5,500円だったら、ちょっと安すぎるのかなというふうに思いますのと、あと通常危険な仕事等をしたら危険手当というのがありますけども、火事のところに行くわけですから、危険手当等も考えたら最低でも1万円以上は出すべきじゃないかなというふうに考えますが、どんなふうに思いますが、お願ひします。

○総務課長（原田俊昭君）

消防団員の手当、報酬等でございますが、消防団員は出動で5,500円、あと年間報酬として3万4,000円ですか、支払われてございますが、またその中でですね、保険等も加入してございますので、いろんな危険に際しましてはその保険が適用されるものと考えております。

○3番（保池穂好君）

保険がついているのは大変ありがたいなあというふうに思いますけども、保険が出るから5,500円でいいのかといったら、僕はちょっとそういうふうには考えれなくて、そういった危険な活動ですから、そういう報酬ですかね、日額5,500円を1万1,000とか1万円とかにするべきじゃないというふうに、何回もおっしゃっていますけども、改定の考えはございませんか。

○総務課長（原田俊昭君）

村長の答弁でも述べられておりますが、一応この5,500円の出動手当でございますが、平成18年からこの金額になっております。大分経ちますので改定をという考え方も一部にはありますけれども、やはり近隣市町村、やはり参考にしながら決めていかなければいけないと考えております。それではまた情報も得ておりますが、宇検村が極端に低いとかいうことはございませんので、またこれは大島郡の消防の会とか、議員さんが出会っている消防組合の会とかですね、いろんなそういう大きいところでですね、話をされて、いろいろ考えられてもいいかと思います。ですが、今回の大型台風で一番思ったのはですね、やはりそういうときに一番活躍するのが消防団ということを、もう本當、実感いたしましたので、そこら辺はいろんな面で支援できればと考えております。

○3番（保池穂好君）

ちょっとしつこいようですけども、その会等に出席する際も5,500円だというふうに思っているんですけども、その場合も仕事を休んで行ったりするわけで、会が終わってから、じゃあ、仕事に戻るかといったら、もうやっぱり1日休みを取って、その会等に出席していると思うんですよ。そういうのもやっぱり考えると、もうちょっと上げたほうがいいんじゃないかなというふうに考えるんですけども、その点も考慮して、どんなふうに思われますか。

○総務課長（原田俊昭君）

先ほども申し上げましたけれども、こういう有事の際のですね、この間の台風でもですが、もう本当、消防団の活躍は本当ありがたいと思っておりますので、そしてまた今後もですね、自主防災組織とか、充実していかなければならぬ中で、どうしても協力は必要でございますので、近隣市町村等参考にしながら、話し合いながら、これはもう当然、大分この5,500円でも来ておりますので、やはり上げる方向でというか、こういった話の場に上げてですね、検討してまいりたいと思います。

○3番（保池穂好君）

私も地区の消防議会のほうにも参加させてもらっていますので、また近隣市町の皆さんと、またいろいろ情報交換しながらですね、消防団の手当をもうちょっと上げるように頑張ればなあというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、観光振興のトイレの件なんですけども、現在、生勝の公園で多目的トイレの整備を予定しておりますということなんんですけども、ほかの現在あるトイレが和式トイレ等ありますけども、そこら付近は多目的トイレに改修するようなお考えはございませんか。

○企画観光課長（辰島月美君）

答弁もありましたように、新小勝のトイレは和式から洋式に今年度改修を、今実際にやっているところです。世界自然遺産登録に備えて観光客の増加は本当に見込まれるため、観光地であつたりとか、集客するところは多目的トイレの設置ということを重点的に、新しく建てる施設はもちろんそういう計画で進めていっておりまます。

○3番（保池穂好君）

船越海岸も和式のトイレになっているんですけども、あそこは対馬丸の慰靈碑、そしてまた船越海岸といって、昔から泳ぐ方が結構来られているんですけども、その観光客の中で今どき和式など、ちょっとと言われたことがあって、やはり障害者の方、お年寄りの方もいらっしゃいますので、船越のほうも早急に多目的トイレのほうに改修する必要があるんじゃないかなというふうに考えますが、この点について計画等あつたら教えていただきたいと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

優先順位的に、今ないところというのが、どうしても優先順位が高いと思います。外から利用できない、中からしか利用できないというところは、答弁にもあったように、各公民館がどうしても

今回の災害のときに関しましては、トイレが洋式が必要ということで、公民館の改修を今計画で進めているところなんですけども、各集落にある既存のおトイレも利用できないかということも念頭に置きながら、また、それが利用できない場合の観光ルートの中に距離があって、どうしても中間点にはトイレが必要じやないかという場所など、そういうところがちょっと優先になってくるかと思います。おトイレの設置事業も大変高額でして、いろんな事業に絡めないと単独でやっていくのはとても難しい案件なんですけども、たくさんの観光ルートを今制作中、ルートを決めている最中ですので、そこに必要なのはやはりおトイレの設置という部分は事業に絡めながら計画を立てていきたいと思います。船越の和式の件に関しては、やはりどうしても洋式という部分は、インバウンド化に対しても、やはり洋式じやないと不具合が出てくるんじやないかいうこともありますので、全体的な優先順位を立てながら観光の設備投資に関しても、順次対応していきたいと思っています。

○3番（保池穂好君）

重々理解できるんですけども、船越は対馬丸の慰靈碑を立てたことというのは、すごい大きいなというふうに考えていて、沖縄の方も自分たちの何ですかね、学童疎開船なので子供たちだったんですけど、自分たちの先輩とかになるんですかね、そういったような、拝みに来たときに、やっぱり和式だと大変じゃないかなというふうに考えましたのでお話をさせていただきましたが、ぜひ優先順位をちょっと上げていただきて、早急にやっていただければなあというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、各集落のトイレを改修、私のほうでは観光客のためなのかなというふうに考えておったんですけども、これは集落民のためだけに外から入れるように改修するという考え方でよろしかったですか。

○総務課長（原田俊昭君）

このトイレの改修は、やはり新型コロナ対策で公民館が避難所として利用されるので、今、男女一緒になっているのを分けたり、また、避難する際に、例えば観光客とかですね、どうしても公民館利用できなくて車内、車の中で避難するとか、それから外で避難する方もいますので、そういう方がまた外部からトイレを利用するとか、あらゆることに対応するためにということで、この集落のトイレ改修は行っております。そういった中で、外から利用できるということで、観光面ですか、そいつた面でも普段の利用としてはできればいいかなと、考えはもちろんあるんですけども、何分、管理するのは集落でございますので、そこら辺で集落と村とですね、話をしながら進めていけばと思っております。

○3番（保池穂好君）

管理のほうが集落ということを、今お伺いしたんですけども、集落民以外の方、観光客も利用されるふうになってくると思うんですけども、その際は、集落にトイレの管理委託みたいな感じでやるという考えでよろしいですか。

○総務課長（原田俊昭君）

このトイレの利用の仕方でございますが、集落のほうにアンケートを取りまして、区長さんにですね、アンケートを取りまして、区長さんもまた集落で話をしてくださっていると思うんですが、外部トイレを普段から開放するのか、集落の行事のときのみ開放するのかとか、いろんな面で集落で話し合ってください。ですから、全て開放してくださいというふうには申し上げておりませんで、あくまでも集落の考え方の中で行っていただきたいということで、アンケートも取りながら進めてきました。

○3番（保池穂好君）

コロナの対策でトイレ改修ということですね、僕もちょっと非常に悩むところではあるんですけども、せっかく外から使えるようになる、改修するわけですから、ぜひ観光客の方、集落民はもちろんそうですけれども、利用してもらって不便を感じさせていただくようにしていただきたいなというふうに考えますけども、村から皆さんに使うようにしっかりとですね、トイレの管理委託金として、お金を各集落に払って、皆さんに使っていただけるようにはできませんか。

○企画観光課長（辰島月美君）

このトイレの管理に関してなんすけれども、既存の観光地に設置している湯湾岳をはじめ、船越もそうですし、海水浴場などもそうです、それは全て管理委託ということで民間のほうにお願いしたり、福祉団体にお願いしたりということで委託料を支払っています。公園関係もそうです。石良の公園もそうですし、阿室の公園もそうです。当初、トイレというのは観光目的ではなく、地元住民がゲートボールをするのでとか、集落の集まりが多いのでという感じでトイレ設置の要望があつて、集落の責任の下ということでトイレを改修した経緯があります。しかし、少子高齢化が進むにあたって、また字費などの徴収も人数が少なく、集落の維持費という部分の金額が少なくなってきたということで、村でどうにか維持管理ができないかという、そういう声を受けて、現在、観光地という外部の方が多く利用するところは、村のほうが管理委託料を支払っているところです。先ほど議員さんがおっしゃった公民館に関しては、もちろん集落の方が利用する集落の集会所ですので、管理委託という部分では集落でお願いしているところなんですけれども、今度の改修を受けて、観光客の方がいかに利用できるかという、新しくトイレを設置するのではなく、既存の公民館が利用できないかという部分は、こちらの企画観光課のほうとしても、そういう仕組みづくりがとても大事だと思っておりますので、多分、集落が外部の方に利用していただくのはと躊躇する部分というのは、観光客が来ることによってその集落にメリットがないというか、お金を落とす場所がなかつたり、自動販売機なども設置していないので、何もメリットが生まれていないというのが一番の原因であると思います。観光客が来ることによって住民も豊かになり、そこの宇検村の経済が上がっていくという、そういう仕組みづくりがちょっと今ないんですけれども、そこに関しては観光客が来ていただきための不便に思っているトイレをお願いするときには、委託管理という部分もちょっと視野に入れながら、仕組みづくりをしっかりとやっていきたいと思います。

○3番（保池穂好君）

ぜひよろしくお願ひします。今、課長の答弁の中で、自分たちにメリットがないという言葉がありましたけれども、ぜひこのアイランドピック、花火大会の青年会議所の理事長がテレビでおっしゃっていましたけれども、挑戦する人をこれから作っていきたい、挑戦できる人を応援する人をもっと増やしていきたいというふうな言葉がありました。自分たちにメリットがないからじゃなくて、一緒に生活している人たちにメリットがあるわけですから、やっぱりそういうのを宇検村民の皆さんには応援していただけるふうにしていただきたいなあというふうな思いがすごくちょっとありましたので、今発言させていただきました。また、トイレの件に関してはですね、本当に有効活用できるように、またしていただければなあというふうに考えます。

次に、人事評価の件について話させていただきたいと思います。少々お待ちください。答弁のほうでもありましたけれども、この人事評価制度は地方公務員制度の改正等について、平成28年4月からその実施が義務付けられ、能力、実績に基づく人事管理を行うとともに、人事評価のプロセスを通じた人材育成を目的とした制度となっております。この人事評価を活用していない自治体が、鹿児島県で8団体あるみたいなんですけれども、宇検村が早急にやっていたことは、すごいうれしいなというふうに考えております。市町村間のですね、資料の抜粋の中での、ちょっと項目の中で何点かお聞きしたいんですけども、この人事評価を使って昇給の活用をしているかどうか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

人事評価について、28年度からやっているわけでございますが、前期・後期業績評価、能力評価、まず課長が面談して副村長、村長とやっていくわけでございますが、これは昇給に関しては能力評価を反映します。勤勉手当とか、そういうのに関しては業績評価を反映させます。これは年に1回昇給がございますが、これは反映させてございます。

○3番（保池穂好君）

昇給と勤勉手当の活用はしているということでしたけれども、次に、昇任と昇格への活用はされているかどうか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

当然、この人事評価につきましては、任命権者が最終評価をするわけでございまして、昇格となりますと、級が上がるですから、これは当然、任命権者がそれを見て判断するということで、これも採用というか、反映されてございます。

○3番（保池穂好君）

先ほど評価者のほうの中で、副村長ということがありましたが、現在は副村長が不在となっておりますが、副村長が評価するのは課長級だというふうに認識しておりますけども、現在のところはいないんですけども、現在はその役は誰が担っているか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

各課長の面談につきましては、私のほうでしております。

○3番（保池穂好君）

私の考えなんですけども、評価するのはあくまでも上司になる方がいいのかなというふうに考えておりまして、副村長が不在ならば村長がする、今の現在は村長がるべきではないのかなというふうに考えているんですけども、どのように考えますか。

○総務課長（原田俊昭君）

評価といいますか、あくまで面談をして、最終的には村長が最終評価を行うわけでございまして、私はまた今、副村長がいない中で臨時的にというか、その役を負っているわけでございます。ですから、私は面談をした後の評価を、面談をした結果を村長に伝えて、それで最終的な評価を行っているということあります。

○3番（保池穂好君）

了解しました。すみません。質問、通告書には書いていないんですけども、先ほど副村長のことがちょっとあったんですけども、議長の許可を得て、もし副村長の今後、見通し等あれば、この場でお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（杉浦治俊君）

通告がありませんので、今回は遠慮願いたいと思います。

○3番（保池穂好君）

了解しました。この人事評価制度を取り入れてですね、本当に宇検村の職員の皆様がしっかりと勉強していただいて、村民の皆様にしっかり貢献できるよう、すばらしい制度だと思っております。この評価が内部だけで今行われているというふうに考えますけども、外部からの評価というのも取り入れるのも大事かなというふうに考えますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（杉浦治俊君）

外部からの評価、これは今、私たちが行っているのは人事評価は、直接の上司、関わっている上司が面談して評価を行って、その結果、職員の人材育成につながって、それが住民サービスにつながるということでやっているわけでございます。その住民サービスの結果があまり思わしくなければですね、また、住民からの声もまた私たちに届くと思いますので、それをもって評価と受け止めて、また頑張りたいと思います。

○3番（保池穂好君）

この評価の仕方についてなんんですけども、5段階評価となっておりますけども、その5段階評価の1、2、3、4、5の中で、どういったのが1、どういったのが5とかというのが明確にありましたら、お答え願いたいと思います。

○議長（杉浦治俊君）

5段階評価、A、B、C、D、Eでありますが、どういったのって、A、B、C、Cの評価は良好という評価であります。Bの評価は特に良好、Aの評価は極めて良好とか、段階がありまして、そ

れをはっきり見るのはですね、先ほど評価の内容のところでお答えいたしましたが、潜在能力とかではなくて、職務上顕在化した、職務上現れた能力を評価する。そして、またもう一つは業務の目標を立てて、その目標の達成度、それを見て評価する。ですから、個人が頑張ったとか、とても頑張ったとか、ちょっと残業じゃないんですけど、いろいろ長時間にわたって仕事をしたとか、そういうことではなくて、顕在化した、目に見える形で評価できるものが現れたときに、それを先ほど申し上げましたA、B、C、D、Eのランクで評価しております。

○3番（保池穂好君）

すみません、私がいただいた資料の中では、A、B、Cじゃなくてですね、5、4、3、2、1の5段階で評価してくださいというふうに書いてあるんですけども、A、B、Cの3段階ですか。

○議長（杉浦治俊君）

1、2、3、4、5とA、B、C、D、E、業績評価の能力評価で分かれています。業績評価がA、B、C、D、Eで、能力評価が1、2、3、4、5になっております。

○3番（保池穂好君）

この評価の仕方で、私たちも議員の中で勉強会をちょっと開いたんですけども、安易に5をつけるなという、話されている方がいらっしゃいまして、5は例えば挨拶だったら、もう誰から見ても挨拶はしっかりとしている人だけでも、それは5じゃないんだと、5をつけるには自分はもちろんのこと、ほかの人も巻き込んで挨拶ができるような雰囲気を作れる人が5段階の評価、最高得点がつければというふうな話ですね、すごく頭に残っています、そういった厳しい評価の仕方をしていただけて、自分だけじゃなく周りも巻き込んでしっかりと伸びていくんだというような雰囲気づくりのほうをしていただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（杉浦治俊君）

議員がおっしゃるようにですね、目に見える形のものを評価する、そういう立場で今後もいきたいと思います。

○3番（保池穂好君）

はい、ありがとうございました。本当に先ほどより申し上げましたとおり、この人事評価制度を取り入れて、職員の意識向上、能力の向上をですね、しっかりとしていただいて、宇検村のすばらしい発展に皆様がご尽力いただきますようご祈念いたしまして、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで、3番、保池穂好君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、ここで散会します。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 2時50分

△ 開 会 午前9時30分

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

△ 一般質問

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

○4番（海原隆家君）

皆さん、おはようございます。質問にあたり、マスクのほうは外すように許可を得ていますので、マスクを外して質問させていただきます。質問の前に一言ご挨拶をいたします。8月に施行されました村議会選挙におきまして絶大なる村民の方々のご支援により、無投票というすばらしい結果でしたが、無投票が故に議員として更なる責任の重さを痛感しているところでございます。私も2期目となり、1期目に勉強やら、研鑽したことを基礎とし、私、海原隆家の政治スローガンであります誠心誠意をモットーとして、村民の皆様の声をつぶさに受け止め、一生懸命村民のために働く議員として頑張る覚悟でございます。

それでは、私の質問のほうに移らせていただきます。

まず初めに、放課後児童クラブの設置について、二つ目、高齢者向けの健康教室について、三つ目、診療所の運営状況について、四つ目、村内小中学校勤務教職員の他市町村からの通勤について、五つ目、成人式の開催について、六つ目、新型コロナウイルス感染症第3波について、七つ目、自然遺産登録に向けた村の対策についての質問をさせていただきます。

まず初めに、放課後児童クラブ設置について伺います。現在、民間人有志5名で田検校区のみ放課後児童クラブを始めて4年目だそうですが、その活動を見た村当局も賛同され、放課後児童クラブ設置の準備を令和2年度一般会計予算にて計上しているが、現在の進捗状況と今後の予定を伺います。

二つ目、高齢者向けの健康教室について伺います。高齢者を対象とした健康教室を、現在、各集落においてどうくさ体操と銘打って、毎週決まった日時に行われていると聞いています。その体操教室に参加される方々にはポイント制があり、年末には村内の事業所で買い物ができるような商品券が配布されるそうです。この体操教室の規模や村内の高齢者の参加人数など、また、これに関する村の予算はどの程度支出されているのか。また、この教室を開くことによってどのような効果が得られているのか、お尋ねいたします。

三つ目、診療所の運営状況について伺います。宇検村も高齢化率が高くなり、40%を超えようとしている状況です。病院へ通院する場合にも、自分で車運転ができる人はいいのですが、免許を

持っておられない高齢者も多いと思われます。公共交通のバスに関しても、各個人個人の都合があり、使用づらいと聞いています。村としてもバスの運行については、非常に悩ましていることだと、よく存じております。現在の診療所のドクターは、今年4月から村特別の職員として診療所に勤務されていますが、今現在では以前からの付き合いやかかりつけの病院の先生が奄美市のはうが多く、現在も通院している方が多いようにも聞いております。それぞれの病気や症状、病気の程度、種類にもよるとは思いますが、全てにおいて対応できるように、また村民が奄美市まで足を運ばなくて済むよう、村当局にもっと力を入れてもらい、村民に宣伝告知をしてもらえばどうかと思います。地元の病院であれば費用的にも負担がかからないと思い、また、バスや車での移動や費用を考えると、高齢者の方々はとても助かるのではないでしようか。そこで昨年度と比較した現在の診療所の運営状況をお尋ねいたします。

四つ目、村内中学校勤務教職員の他市町村からの通勤について伺います。我々の時代とは違い、他の市町村から宇検村までの事情が良くなり、大島本島内の他の市町村から通勤が可能となったことで、校区への居住を選択せず、他の市町村からの通勤を希望される教職員の方が増えているように思われます。このままでいきますと、将来、校区内には校長先生、教頭先生以外は他の市町村から通勤するというようなことにもなりかねません。

そこで、一つ目、現在何人が村外より通勤しているか。二つ目、村外より通勤することで、各校区民との交流などは密にできているのか。三つ目、長距離通勤をすることで安全面の心配はないか。以上3点について伺います。

五つ目、成人式の開催について伺います。今後、開催される村主催の行事は全て新型コロナウイルス感染症への対策が問題となるますが、年明けに成人を迎える方々はとても心配しているのではないかと思っています。テレビ・新聞等の報道を見ていると、中止を決めた自治体あり、規模を縮小して開催する自治体ありと様々ですが、宇検村としてはどのような計画を立てているのか伺います。

6番目、コロナウイルス感染症第3波の対策について、この問題は昨日の質問でも喜島議員と質問が重なりますけども、答弁のほうをよろしくお願ひいたします。毎日、新型コロナウイルス感染症のニュースが報道されており、一向に収まる気配が見えません。奄美大島においても感染者が出始めましたが、本村においてもいつ感染者が出ても不思議ではありません。

そこで一つ目、今後の村主催の行事について、どのような計画を立てておられるのか。二つ目、感染者が出たときの対策は6月定例議会で伺い、非常にいいマニュアルだと思っておりますが、今後は、感染した方々への風評被害や人権をどのように守っていくのかが問題になってくると思います。村としてどのような対策を取っているかお教えください。今後増えていくと思われる島外からの観光客にたいして、どのような対策を立てているのか。そして四つ目、村民に向けての新型コロナ感染症対策に対する予防をどのようにしているのか伺いたいと思います。これも昨日の喜島議員とかぶるところがありますが、答弁のほうをよろしくお願ひします。

七つ目、これは喜島議員、肥後議員も質問していたんですが、一緒のような質問ですが答弁のほうをよろしくお願ひします。自然遺産登録に向けた村の対策を伺います。ようやく自然登録遺産が令和3年度6月より始まるようですが、自然遺産登録が決まると観光客が増加すると思われ、その対応や対策にしても様々な課題があると思います。

そこで一つ目、今に始まったことではありませんが、奄美大島にはとても貴重な動植物等が存在しています。その乱獲が予想されますので、その対策などは立てておられるのか。二つ目、住用側の宇検村入口の看板についてどうにかできないか。今、ちっちゃな看板が掛かっているだけなんですけど、あれをもう少しどうにかしたいと思っています。そして、村内ツアーガイドの存在が非常に大事になってくると思います。そこで、その活動状況について伺います。四つ目、うけん市場への観光客の増加が予想されますが、その対策なども立てているのか伺いたいと思っています。五つ目、今あの湯湾岳展望台の整備を行っていますが、それが終わった後、その後の観光を目的とした開発を予定しているのか伺いたいと思います。

以上です。以上7点です。あとは質問席にて質問させていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの海原隆家君の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

おはようございます。海原議員のご質問にお答えいたします。

まず、放課後児童クラブの設置についての令和2年度一般会計予算にて、放課後児童クラブ設置の準備予算を計上しているが、進捗状況を伺いたいとのご質問ですが、昨日、壽山議員に答弁したとおり、余裕教室、余剰スペースの確保が困難という回答していた経緯もありまして、その他施設を中心に改修等ができないか検討してまいりました。しかし、どの施設に関しても子供の移動など安心安全の観点から候補地を決定するに至っておりません。

『新・放課後子ども総合プラン』では、余裕教室だけでなく放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとしており、また特に学校は、放課後も児童が移動せず安全に過ごせる場所であることから、総合教育会議の中で教育委員会と保健福祉課が連携して候補地の選定について協議することを確認しております。令和3年度実施に向けて場所の検討をしている段階ですので、開設場所が決定次第、そこに必要な経費について活用していきたいと考えております。

次に、高齢者向けの健康教室についての高齢者を対象とした（どうくさ体操）教室全般について伺いたいとのご質問ですが、このどうくさ体操教室は、介護予防の一環で高齢者を対象した予防事業で、おもりを付けてゆっくり童謡を歌いながら体を動かす週1回の体操教室で、約1時間ほど開催します。初回の一月4回は、保健福祉課の職員がお手伝いをしますが、後は、会場を自分たちで設営します。担当及び係になれば、自分自身が皆から必要とされている事に認識し、健康管理の向上につながると思います。

現在、65歳以上の方で5名以上が1グループとして12集落、17グループあります。週1回、午前中の1時間で活動していると聞いております。

次に、診療所の運営状況についての昨年度と比較したときの、今年度の診療所の利用状況を伺いたいとのご質問ですが、現在の宇検診療所の利用状況ですが、令和2年4月から公設公営で新しい医師が着任しました。現在4月から11月までの宇検診療所来院患者は235人で、1日平均約30人、令和元年度が、4月から11月までの宇検村診療所来院者は173人で、1日平均約22人で、来院者は62人の増なっています。また、在宅診療も3件から15件と宇検診療所に来院できない高齢者が増えている状況です。

次に、新型コロナウイルス感染症第3波の対策についての1点目の今後村主催の各行事について、どのような計画を立てているのかとのご質問ですが、現在、宇検村新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、施設の開放、スポーツ活動、村主催の健康教室やイベントなどについては、感染症の発生状況や感染経路などを考慮し基準を設けて対応するようにしています。今後もこの基準を参考に状況を分析しながら行事の実施を判断してまいります。

2点目の新型コロナウイルスに感染した人の風評被害や人権をどのように守るのかとのご質問ですが、仮に村内で感染者が出た場合は、県から村に性別と年代のみ情報提供がありますので、村としては、村内で発生したことを防災無線などをを利用して村民に伝えるのみで、風評被害につながるような具体的な情報を公表することはありません。また、差別や偏見、根拠のないうわさ話などのSNSでの拡散などを厳に慎むよう、新聞での奄美大島5市町村長共同メッセージやFMラジオ、防災無線、集落放送などをお願いしております。

3点目の島外からの観光客に対して、どのような対策を立てているのかとのご質問ですが、島外からの観光客に対しての対策ですが、現在、奄美大島本島では、観光客に来島の自粛は求めていないため、島の入り口である、空港・港においては来島者にサーモグラフィーによる検温を行い、水際対策の強化に努めています。また、「新しい旅のエチケット」のチラシを配布し、感染リスクを避けて安心で楽しい旅行を心がけるよう継続的に呼びかけ、協力をお願いしております。

宇検村の宿泊業者等も、利用者・従業員のマスク着用を徹底し、アクリル板で飛沫対策を行ったり、施設内各所に手指用の消毒液を設置するなど、感染防止対策を徹底し営業を行っているようです。これは、現在の警戒レベル4としての対応ですが、今後状況の変化をしっかりととらえ、本島内足並みをそろえながら、必要な対策を行っていきたいと思います。

次に、4点目の村内で新型コロナウイルス感染症第3波に対する予防の呼びかけは、どうしているのかとのご質問ですが、予防対策は、新しい生活様式・人との距離に気をつけましょう、状況に応じてマスクをしましょう、こまめに手洗い及びアルコール消毒をしましょうが感染予防で、奄美大島新型コロナウイルス感染症対策本部及び宇検村新型コロナウイルス感染症対策本部から奄美大島コロナ警戒レベル・5段階で、奄美大島の状態、心がけていただきたい行動目安、公共施設等の対応想定を、新聞・ラジオ・防災無線等にて住民に周知しております。

また、村が実施している福祉事業での研修会・教室・講習会等でのマスク持参・アルコール消毒・換気の徹底を受講者に説明及び理解をしていただき感染予防に努めています。

次に、自然遺産登録に向けた村の対策についての1点目の希少動植物の保護をどうするのかとのご質問ですが、希少野生動植物の保護についてですが、平成25年6月に宇検村希少野生動植物の保護に関する条例を制定し、希少野生動植物の保護に努めているところです。動物22種、植物35種を条例指定種として、捕獲・採取などの禁止を行っております。

また、5市町村で構成する奄美大島自然保護協議会において、奄美大島自然保護ガイドブックを作成し、配布することにより、希少種保護の普及啓発を行うとともに、保護パトロール員4名を雇用し、2班体制で、奄美大島本島内を定期的に巡回し、希少種保護活動を実施しています。

次に、2点目の宇検村入り口の看板について、大和村側入り口の看板と同様に住用側入口にも設置できないかとのご質問ですが、住用側入口への看板設置についてですが、初めて本村を訪れる方にとって、看板表示や案内はとても有効的な手段であると認識しております。大和村側入口は道路が広く、車を一時駐車し、案内板を確認する方が多くいらっしゃいます。議員がおっしゃる住用側は、国道から入ってから直線の道路が続くため、大和村と同様の案内板の設置は困難ではないかと考えております。しかし、これから増加が予想される観光客にとって、便利なツールとなるよう、併せてインバウンド観光にも通用する看板設置に向けて、検討をしていきたいと思います。

3点目の村内のツアーガイドの活動状況についてのご質問ですが、平成30年に宇検村ガイド協会を設立し、現在13名の会員が、世界自然遺産登録を念頭におき、知識、見識を広げる活動や研修を行っております。ガイドとして仕事を展開し、実績を積んでいる会員もいます。今年度、グリーンスローモビリティの導入を予定していますが、高齢者の公共機関等の移動手段の確保のみならず、この車両の特徴をいかし、休日にはナイトツアーや観光運行に利用できないか検討をしております。村内のツアーガイドが環境に配慮した持続可能な観光プログラムを確立できるよう、共に取り組んでいきたいと思います。

次に、4点目のうけん市場での増加する観光客への対応はとのご質問ですが、体験観光多目的交流施設の完成後、施設内にうけん市場を移設する予定です。施設内には観光の総合窓口も設け、バスの停留所の機能もいれ、観光客や、年間3万人の動きがあるうけん市場の来客者にも対応できるように、隣接する結の館のフロアー等、既存の施設も有効に活用しながら、観光拠点として展開していく所存です。

次に、5点目の湯湾岳展望台以外の観光資源の今後の開発はとのご質問ですが、宇検村には数多くの資源があると認識しております。自然や特産品、郷土料理や生活する村民一人一人までもが観光資源になりうると考えております。12月に就任した地域おこし協力隊がグローバルな視点から、宇検村の観光資源をとりまとめ、観光コースや体験コースなど提案しSNSを通して世界中の人に魅力を大きく発信していく計画です。潜在する観光資源を顕在化し、観光客の幅広いニーズに対応できるように努めていきたいと思います。

その他の質問については、教育長が答弁いたします。以上であります。

○教育長（村野巳代治君）

それでは、海原隆家議員の残りの二つの質問についてお答え致します。

まず、村内小中学校勤務教員の他市町村からの通勤についてのご質問であります、現在、本村立の小中学校に勤務している県費負担教職員、県が給料を出している職員のことですが、県費負担教職員は、全体で52人、そのうち村外から通勤している者が、22人で割合で申しますと42%になり、ここ数年この割合は、大きな変動はありません。

次に、村外より通勤することで各校区内住民との交流などできているのかとのご質問ですが、各校区で村内と村外居住の教諭の数も違い、一概には言えませんが村内居住の教諭が多い校区は、地区住民との交流も盛んで、地区行事にも積極的に参加されているのが現状だと思っています。村外居住者が多い校区において、今年はコロナ感染症の関係で各種行事や大会が中止になり、全部を確認はできていませんが村体育祭や、先日ありましたソフトボール大会などの大きな行事などには積極的に参加していると思います。ただ、遠距離通勤で地区住民との交流が希薄になるのは否めないと感じております。教育委員会としても、宇検村に異動してくる教職員には村内に居住していただきたいとお願いはしていますけれども、それぞれに諸事情があり無理強いはできないのが現状です。

今後も、村内に居住してほしい旨は、人事異動の際に教職員に伝えていきますけれども、村外から通勤している者のほとんどが夫婦で教員という人たちが以前に比べて多くなってきて、どちらかの勤務先に近い地区や利便性の高い場所に住むというのは避けがたいのが実情ではないかと感じています。

次に、長距離通勤することで、安全面の心配はないかというご質問ですけれども、村教育委員会としても県内で教職員による交通事故や交通違反が発生した場合や、また普段から各学校長を通して通勤時等の交通ルールの順守や安全運転を心がけるよう周知を徹底しております。

二つ目の大きな二つ目の質問の、来年の成人式の開催をどのように考えているか伺いたいとのご質問ですが、結論から申し上げますと、現段階では通常通り、来年1月4日の開催を考えております。

通常どおりと申しましたけれども、開催するにあたっては、式典のプログラムを変更して、時間短縮を図ったり、一般参加者を父母・祖父母等に限定することや来賓者数を通常より少なくすることで、ソーシャルディスタンスを十分にとったりしたうえで感染予防対策を十分に行い、最善の注意を払いながら開催できるよう教育委員会内で十分協議しながら準備を行っていきます。また、帰省し成人式に参加される対象者に対しても帰省前2週間と帰省後の体調管理票を、今回は提出していただくよう案内文書で依頼を行っていく予定でございます。

ただ、村内居住者がコロナ感染症にかかり、しかも村内での感染が判明し、感染拡大の恐れがある場合は、残念ですが開催を取りやめたいと考えております。以上でございます。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○4番（海原隆家君）

放課後児童クラブ設置、高齢者向けの健康教室、診療所よく分かりました。非常にすばらしい計画ではないかと思っています。引き続きお願ひしたいと思っています。

あと、村内中学校教職員の他市町村からの通勤についてですが、教育長とも私は大体同じような年代で、小学校、中学校と過ごして来たんですが、我々が義務教育のときには教職員が校区に居住し、地域の一員として皆さん一生懸命活動してくれていたと思います。子供はもちろん、親や地域の人ともコミュニケーションが取れていたと思いますが、教育長の答弁ではそのようになっているんじゃないかなという答えだったんですが、学校が終わればすぐその居住区に帰るような状態になりますけども、そういうところは大丈夫なんでしょうか。

○教育長（村野巳代治君）

議員おっしゃるように、私も含めてお互い40年ぐらい前の学校の先生方というのは、5時が終わっても割とゆっくりしていたような印象もあります。さっき申ししたように、他市町村居住の職員が、うちで言うと4割ぐらいいるわけで、もう一つはですね、今の時代の働き方改革等の流れもあって、できるだけ今は村内の学校はほとんどが4時45分が勤務終了の時刻なんですけども、それから遅くても1時間以内には帰りましょうというような、いわゆる国の業務改善の流れがあってですね、月平均、これは国のガイドラインですけども、1月で45時間も超勤をするのは、かえって指導を受けるような現状でありますので、議員がおっしゃったように、退庁後、子供たちと遊んだりですね、学校に遅くまで残るということが今の時代は良くないと、指導を受けるような状態なので、そこは非常に痛し痒しのところもあって、私の感覚からするとちょっと、その意識を私自身も変えるのに、まだこう戸惑うところもあります。そんなのが現状です。以上です。

○4番（海原隆家君）

よく分かりました。年が開ければもうすぐに転勤の時期になりますが、そういう問題であればですね、こちらのほうからなるべく宇検村に居住してくれるような先生方をお願いするようなことはできないものかと思っていますけれども、どうでしょうか。

○教育長（村野巳代治君）

はい、実際的な来年4月1日付けの人事異動の作業はもう始まっておりましてですね、これはもう県下全域で私の職、この教育長の43名いますけども、その会の中でも校区内居住を進めましょうということは、県下どの市町村でも言って、もちろん直接動く職員にもですね、内示の段階までは家を探すなというふうなところまで言っております。住居については新しい赴任先の校長と相談して決めましょうというところまで、具体的なところまで指導をいる状況ではありますけれども、さっきも申したような事情があって、なかなかこちらが望むような異動、校区内居住が進んでいない状況が確かにあるとは思います。ただこれまだですね、あまり言い過ぎてしましますと、いわゆる憲

法との、そこまでやる職員はほとんどいないんですねけれどね、裁判とかですね、でも憲法の22条には、住居はどこに構えてもいいというような、そういうこともありますて、あまりまた強制的には言えないところもあります。以上です。

○4番（海原隆家君）

よく分かりました。何といいますか、居住権の自由ですか、住むところは決める自由がありますので、そこまで無理なことはできないんじゃないかなとは理解をしております。ありがとうございました。

それでは私の質問はこれで終わらせていただきます。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

これで、4番、海原隆家君の質問を終わります。

これで、一般質問は終了しました。

暫時休憩します。再開は10時20分とします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時20分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第2 承認第13号 専決処分 宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第2、承認第13号、専決処分、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第13号について、提案理由の御説明をいたします。

承認第13号、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、議会招集に時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

日程第2、承認第13号、専決処分、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第13号、専決処分、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件については、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第3 承認第14号 専決処分 宇検村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件

○議長（杉浦治俊君）

日程第3、承認第14号、専決処分、宇検村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第14号について、提案理由の説明をいたします。

承認第14号は、宇検村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、議会招集に時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます

これから、承認第14号、専決処分、宇検村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第14号、専決処分、宇検村特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件については、原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第4 議案第55号 令和2年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第4、議案第55号、令和2年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第55号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第55号は、令和2年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算に1億4,830万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ36億7,765万2,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありません

○3番（保池穂好君）

11ページの2款1項7目17節のグリーンスローモビリティ購入費が減額となっておりまして、16ページのほうでグリーンスローモビリティ購入費がまた上がっておりますけども、当初650万が、この変更した際に450万となっておりますが、その購入予定者側の規格等が変わったのか、そこら付近の説明のほうをちょっとお願ひいたします。

○企画観光課長（辰島月美君）

この組替えの件ですけれども、当初、グリーンスローモビリティの購入に関しましては、国土交通省関係の事業で導入を予定しておりました。その補助が2分の1だったんですけども、それを今回体験観光多目的交流施設の整備事業とひとまとめとして奄振のほうで事業を行うことに変更いたしました、その補助が2分の1を予定していたのが、10分の6、60%の補助率があるということのメリットと、あとこの購入の減額なんですが、車両が当初概算で上げていた部分と、今回5人乗りの導入ということで、その金額が決定していたので、その分の差額は減額をさせていただいております。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありますか。

○6番（吉永常明君）

まず最初に、11ページの33目と12ページの、11ページの12節委託料と、12ページの17節までの備品購入、ここでマイナスとプラスとなっているんですけども、これも詳しい説明をお願いします。工事と委託とどういうふうに分けてこういうふうになっているのか、それが1点。

それと、15ページ、商工費3節湯湾岳公園整備事業の13節これの著作権借上料というのの説明。

それから、16ページ、6目の14節工事請負の説明。

それから、17ページ、教育費の3目の10節需用費の学校施設の修繕料の説明をお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

それでは、11ページの33目の件についてお答えいたします。

この33目では防犯カメラと福祉避難所の発電機、あと避難所改修、トイレの改修について、こちらのほうに計上してございますが、発電機のほうは当初は備品で購入しまして、それを引き込みですか、かついに設置する予定をしておりましたが、内部のほうでスイッチができるようにとか、いろいろ計画が変更がございまして、設計を伴って工事をする必要が出てきましたので、そこらへんで工事のほうに移してございます。防犯カメラのほうも当初はそれを購入して設置するとか進めてございましたが、電源等道路を横断する際の高さの基準があつて、工事を必要とするということで設計を入れて工事をする必要が出てきて、事業量もちょっと増えましたので、組替えて執行するよう計上いたしました。

あとトイレ改修のほうの250万減額、これは入札によって額が落ちましたので、この分はまた工事費のほうに上がったところに移して計上した次第でございます。以上です。

○建設課長（高田浩君）

15ページの6款商工費、3目の湯湾岳公園整備事業費の中で、使用料及び賃借料30万計上しております。これは、湯湾岳のほうに、今度看板を計画しております、その看板の中に湯湾岳周辺に生息する野鳥、それからまたその周辺に見られる植物等の固有種等の写真をですね、撮っている方々のほうから、その写真の著作権ですか、それを払わないとそこに掲示できないもんですから、その分の予算を計上しております。以上です。

○企画観光課長（辰島月美君）

16ページの6款6目の多目的観光交流施設整備事業の工事請負費なんですけれども、今回、400万円計上させていただいております。湯湾大潟浜取付道路整備とあるんですけれども、この湯湾大潟浜というのが元気の出る館や福祉協議会などがあり、立地している埋立地全体のことなんですけれども、今回計画しています観光拠点の施設の立地場所なんですが、何度か検討委員会を開きまして、当初予定していましたうけん市場の横に隣接する場所から、ゆいの館に隣接する場所に接地するということで、設置場所が決定いたしました。それに伴って、この大潟浜全般の道路であったりとか、交通の出入りなんですけれども、今、県道から入り口が3カ所あります、そこが、その中に干拓地に入って来てからの、さらにまた細い道路があるということで、駐車場とその道路の段の高さの調整をしないといけないと、入口を一部閉鎖して、また別のところに入口を設ける。多く観光バスであったりとか、車の行き交いであったりとか、観光客の出入りが多くなるだろうということで、そこの交通網の整備であったりとかをやらないといけない、ちょっと大きな工事をしないといけないという部分で、まず最初に取付道路のほうの整備のほうを計上させていただいております。

○教育委員会事務局長（松元五月君）

17ページ、9款1項3目の財産管理費ですが、修繕料、当初修繕料として900万、教員住宅のふすま、畳張り替え料として100万で1,000万組んでいましたが、今回、武道館のトイレ等の水漏れがあります、天井のほうがちょっと腐食されています。その張り替えのお金と、あと阿室の体育館の雨漏りがありますので、その辺の調査をして、これだけで足りるかどうか分かりませんが、一応予算を計上しております。以上です。

○6番（吉永常明君）

大潟浜の取り付け道路についてなんですけども、これは奄振の交付金で取り扱うんですかね。そちら辺を。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、奄振の補正予算でできれば計上していただきたいということで要望は上げていきたいと思います。現在、この奄振の事業では、建物の6,000万が7,000万ということで、建物に関しての予算を計上いたしました。今回上げているグリーンスローモビリティも同じような事業の一環として、同じように奄振に申請しております。付随工事、付帯工事として、ちょっとこの道路であったりとか、近隣の駐車場であったりとかが該当するかという部分もちょっと懸念される部分なんですけれども、この拠点の施設に関しては全体の動きとして必要な道路であり、駐車場整備であるということ

とで要望を上げて、できれば単独事業ではなく奄振事業のほうで採択していただきたいということで、要望を続けていきたいと思っています。

○6番（吉永常明君）

事業の流れとしては、同じような事業に関わる工事なんで、ぜひ交付金を使って整備をお願いしたいなというふうに思います。以上です。

○5番（肥後充浩君）

今の拠点施設なんですけども、場所等全体的に変わってきますので、当初予定しているけん市場の横という話を最初は聞いていました。そこから新たにその場所を移転することについて、設計とか、そういうのも全部変わってくるだろうし、係る費用も変わってくると思うんですけども、その辺はどういうふうになっていますか。

○企画観光課長（辰島月美君）

設計のほうは、この間、入札で決定いたしました。当初、基本設計で上げていた部分とは、もう大きく変更は行っております。建設のほうでも6,000万を予定していたのが、6月の補正でお願いして1,000万の増額、これも奄振事業のほうで採択をされまして、当初、総合案内所のみの機能を入れていた部分なんですけれども、そこにうけん市場の機能を入れたり、グリーンスローモビリティ、そして総合案内所、今、うけん市場が持っている3万人の人の動きというのを取り入れながら、地元の宇検村と観光客とのマッチングという部分も重きを置いて、機能をちょっと広げたという経緯があります。まだ、この内容の詳細については、検討建設委員会のほうでいろいろ意見を聞きながら、それを反映させて建築に向けていく所存です。

○5番（肥後充浩君）

うけん市場を立てた時点から、やはり交通の危険性、そしてそこに駐車場がない、それを横断して行く人々の危ない姿、特に年寄りの方が、年をとった方々がうけん市場を利用するのに、その横断をするのに、本当に時間がかかるて危ない場面も何度も目撃していましたので、私も最初から上のほうに上げるのは大賛成で、ぜひそこを利用しない限りは安全な買い物等もできないと思っておりました。ぜひそこで計画をお願いしたいと思います。それについて、また取付道路も大型バスが今まで簡単に曲がらないような状況でありますので、その辺ももう一度検討し直して、みんなが納得できるような施設にしてほしいと思います。それも補助金を使いながらぜひそうしてもらいたいと思います。

それと、16ページの体験目的の運転手講習手数料ですか、これは何人ぐらいが受ける予定で、なぜこういったあれが必要なのか、そこ辺を教えてください。

○企画観光課長（辰島月美君）

このグリーンスローモビリティは普通免許を持っている方はどなたでも運転できます。その施設が完成して、完全に運行するまではどなたでも運行することができるんですけども、実証運転後、有償運転ということで、1回乗るのに100円いただく、それを今の公共機関のように村民には無

償であったり、年配の方には無償であったりとか、その仕組みづくりは今からなんですかけれども、取り扱いは有償運転ということになってお金が発生するという運転方法になります。それに伴っては、やはりグリーンスローモビリティの普通免許以外の講習が必要ということで、その講習を持っています。また、人数の件に関しては、やはり複数名必要ということで、5名以上を今のところ予定しております。

○5番（肥後充浩君）

5名以上ということで、10名でもこの金額ができるということで了解しとてよろしいですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

今組んでいるのが6名ほどなんですけれども、このグリーンスローモビリティは公共機関を運転するという部分で、それ以外は観光にも使えないかという考えもあります。ナイトツアーであったりとか、アランガチに行ったり、ある程度コースを決めて、それに金額を設定してという使い道も、今検討しているところです。ですから、それに向けてガイド協会であったりとか、協会でないガイドさんであったりとか、それを利用したいという方が講習を目的に申し出がありましたら、それに対応できるように、この事業間で予算を配分しながら、またそれにも対応していきたいと思っています。

○5番（肥後充浩君）

やはり役場職員は異動がありますので、これを持っている方が企画にいるのか、総務にいるのか、建設課にいるのか、そのときどきにこの車を運転するような形になると、何か複雑で煩雑なことになるかと思いますので、この運営方法もやはりしっかりと購入までには決めて、こういった形で民間に委託するのか、それとも役場でちゃんと公共的にやるのか、事故等もやはり考えられますので、そういう点も考えて、全体的にやはり大きな目で見て、運営の方法を考えてほしいと思います。

それと、12ページの17の備品、減額で383万7,000円ということになっていますけれども、第4回の予算では360万5,000円の計上をされていたんですけども、どこで増えて、この83万7,000円が減額になったのか、その辺ちょっと教えてもらえませんか。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。この備品の発電機でございますが、この発電機はほかにもございまして、結局同じ備品購入の中に福祉施設指定したところにする備品と、あと学校とか、いろんなところでまた新たに購入する計画をしておりました備品購入費というのがございましたので、それを含めた金額でございますので、それを落としたということでございます。

○5番（肥後充浩君）

先ほども我々議会の控室の中で話していたのが、商工会の花火が減額されて、そしてそれが0になつて、じゃあ、青年部の花火はどこから出るのかということで話もあったんですけども、現在ここで第4回で上げたのが360万なんですよ。今回380万落ちていますので、20万上げてもないのに、何

で下げられるのかなと、そこは不自然だなと思ったもんですから質問しているところなんですが、ほかにもこうやって発電機で上げてきているところはないんですよ、備品で。だから、急に380万と増えた理由というのが、360万に対してはスポットクーラーと発電機も入った金額で360万だったんですけども、今回はスポットクーラーは落ちてなくて発電機だけ落ちて、それも金額が上がって落ちるということが、ちょっと腑に落ちなかつたもんですから、その辺をお答えください。

○総務課長（原田俊昭君）

この件につきましては、ちょっと金額詳細ございますので、調べてお答えするということでおろしいでしょうか。

○5番（肥後充浩君）

じゃあ、それはまた全協にでも、ぜひ。やはりこういった些細な金額でありますけれども、予算はこれで通って、使い道は別なのにして、余ったからほかのところに回すというようなことがなされたら、我々議員としてもやはり村民に対して、これは何から持ってきたのと言われたときに、しっかりと答えられるようなことができませんので、ぜひその辺は当局側も気をつけて予算配分、予算措置、予算減額、予算増額はしっかりとお願ひしたいと思います。以上です。

○6番（吉永常明君）

先ほどちょっと肥後議員が触れましたけど、当初、この補正予算が提出されたときに、商工会の商工費中のどんと祭り経費が減額されて、教育委員会の社会教育費の中から、今回打ち上げた花火の補助を出すように提出されて、その後に訂正で全部減額したものと補助を出したものが取り消しになっているんですけど、その理由を教えてください。

○総務課長（原田俊昭君）

この予算ですが、一応8日の提出議案ということで、その前に皆さんにお示ししたんですけども、その際、今回打ち上げた花火との内容をですね、どんと祭りは中止になりました。ですが、青年団、あと商工会の青年部等から要望等もございまして、花火はやはりコロナでちょっと元気のない村民の皆様を元気づけようということで、花火だけは上げたいということで要望がございました。そういう意味で、花火を打ち上げるという意味においてですね、もともと組んでございましたどんと祭りの花火の予算がございましたので、やはりそれはそこから使えるというふうに判断をして、後から青年団とかに補助金でということで話は進めておりましたけれども、もともと組んでいた予算で対応できると判断しましたので、一旦皆さんにお示しした分ですね、その青年団の分は落として、もともとあったどんと祭りの分を残して、そこから支出しようと考えたことでございます。

○6番（吉永常明君）

課長、それはちょっとおかしいと思うよ。我々は当初でどんと祭りの運営費として200万を承認したんですよ。それを青年団が花火を打ち上るのは、僕はいいことだと思います。だから、それは全部一旦減額して返してもらって、新たに青年団に補助金を出したらいいんじゃないですか。そし

たら、じゃあ、その補助金を商工会は我々に何の了解も得ないで、商工会が勝手に使ったということでしょう。そしたらば、今回このコロナ禍でいろんな補助金をもらっている団体があると思います。それは使ってない補助金は大概はみんな一旦今年返金して、新たに来年また補助金の申請をすると思うんですよ。そういう形をとらないと、その補助金がどういう使われ方をしたかも、我々も分からぬし、一般の人も分からぬ。それはちょっとお金の使い方が、私はおかしいと思うんだけど、どうですか。

○総務課長（原田俊昭君）

このどんと祭りの補助金は、商工会に直接行くというわけでは違いまして、実際、今商工会が祭りを運営してはいますけども、この花火を打ち上げる際に申請する団体が別であっても、それはその補助金のところに、例えば青年団が申請をして花火を打ち上げたいという申請をしたらですね、その科目から出せるということで、商工会に流れることが決まっているという予算ではございません。

○6番（吉永常明君）

我々は商工会にどんと祭りの運営費として200万を承認しているんですよ。今、課長だったら商工会に行くと決まってませんと言うけど、我々は商工会という、どんと祭りの運営費として項目があって、そこに承認をしているんですよ。おかしく思いません。

○総務課長（原田俊昭君）

この青年団から、当初、花火の要望の話があったのは、9月の時点でした。9月前でした。当初は9月に組んで、10月の打ち上げの予定でございましたが、その計画が伸びて12月、12月の開催もはつきりしてございませんでしたので、12月の予算の計上で間に合うというふうにして進んでおりました。そしたらまた、実際開催が決まったのがですね、もう12月の5日ということで、議会との日程もございました。ですから、前もって組んでいた予算で祭りの花火ということで大きく解釈しても、その花火の予算から出しても大丈夫という判断をして今に至っているということでございます。

○6番（吉永常明君）

私は花火を打ち上げたのが悪いとかと言っているんじゃないなくて、そのお金の使い方というのがおかしいんじゃないかということを言っているので、ここで議論してもなんですので、その件については、また3月の当初予算の中で協議をしたいと思います。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに。

○5番（肥後充浩君）

今の件なんですけども、やはりその花火に200万かかるのか、300万かかるのか、それは青年部のほうから商工会、連青のほうから請求書が来ると思うんですけども、やはりここで我々が認めているのは200万ありますので、その200万全部がそこに行ったら、何かおかしいんじゃないかと思うんです。あくまでも運営費として、どんと祭り全体の運営費として200万を承認しているわけあり

ますので、その中から花火代にはいくら行く。その割り振りはあくまでも商工会がやっていると思うんですけども、やはり残額があって初めて3月以降に不用額として、花火以外の金は落ちると思いますので、その辺はやはり気をつけて運営をお願いしたいと思います。予算の使い道を。以上です。

○村長（元山公知君）

議員の皆様のおっしゃることは、本当ごもっともでございまして、先の上げた訂正前のやつですと、やはりこのイベントが終わった後に議会の皆様の議決をもらうということは、それこそまた、それも一つ、組み方としてはおかしいのでありますて、我々のいろいろ情報を仕入れている中で、なかなかいつ開催というのが、ちょっと9月の議会でも、ちょっとまだこう、後で組んでも大丈夫だろうということで、そのときには組んでなかったのが事実です。また青年部、連合青年団の皆さんも、寄附集めをした中で、寄附とのまたそれで足りない分をという話もあったもんで、金額も決まりず、そういうふうになったんですけど、それをイベントが終わった後にこの議会の議決、皆さんに議会の承認をもらうというのも、法律的にもそれはどうかなということでありまして、苦渋のまた突っ込み方であったんだけども、今回こういうふうな組み方になったという次第でありますので、また、その点ご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありますか。

○2番（壽山新太郎君）

すみません、簡単な質問なんですが、15ページ、6款商工費の2観光費の中のですね、節18節の負担金1,026万5,000円、これは世界自然遺産関連の事業とありますが、具体的にどのようなですね、関連事業費になっているのか、詳細の説明をお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

これも奄振の補正予算で奄美大島自然保護協議会が基となる5市町村が加入している団体の事業です。これも世界自然遺産登録を目前とした三つの事業で、負担金を集めての全体で9,000万の事業となっています。1点目が奄美の魅力やマナー、先ほどもあった希少植物などを守るためのマナーなどはどうかというのを、それを動画を作って発信するという事業と、もう一つは自然遺産登録になった後の新聞であったりとか、バスのラッピングであったり、内地への発信事業という部分の前倒しの事業、もう一つは飛行機などにチラシを置いたり、奄美大島の自然遺産登録のお知らせをしたりという前準備の部分の動画、チラシ、発信事業という、そういう事業になっております。これも奄振事業ですので、60%の補助金と、あとは辺地債を使ってという部分と、第三のコロナ事業があつたら、その負担金の一部をそこに当てるという部分の計画を、全体で行っております。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありますか。

○5番（肥後充浩君）

あと1点だけ、15ページの地域おこし協力隊の起業支援補助金、これはどんな企業を起こしてするための金なのか、教えてください。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。100万の補正になっておりますが、これは宇検村地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱からきておりまして、地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して前1年以内のものに補助します。それで最大が100万ということになっております。

起業の内容といたしまして、産業振興課にいる地域協力隊なんですが、養蜂のほうで起業したいということで上げてきております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありますか。

○1番（倉本富夫君）

すみません、自分も簡単なことなんですけど、防犯カメラ、12ページの総務費のほうですね、防犯カメラの設置工事であるんですけど、防犯カメラの台数とか、あと場所は言えないかも知りませんけど、どういった経緯で防犯カメラをつけたというのを聞きたいんですけど。

○総務課長（原田俊昭君）

はい、お答えいたします。この防犯カメラは3カ所設置を予定しております。設置した経緯は村内の安全・安心、それプラス村内の周遊人口、流入人口、そういったのの調査分析とか、そういった理由でございます。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号、令和2年度宇検村一般会計補正予算についての採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第55号、令和2年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第5 議案第56号 令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算について
- △ 日程第6 議案第57号 令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第5、議案第56号、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算について、日程第6、議案第57号、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について、以上2件を一括議題とします。
本2件について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第56号及び議案第57号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第56号は、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に6,966万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億273万5,000円に、議案第57号は、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に5万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8,112万円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第56号、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第57号、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第57号、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第7 議案第58号 令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について
- △ 日程第8 議案第59号 令和2年度農業集落排水事業特別会計補正予算について、
- △ 日程第9 議案第60号 令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第7、議案第58号、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について、日程第8、議案第59号、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計の補正予算について、日程第9、議案第60号、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について、以上3件を一括議題とします。

本3件について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第58号から議案第60号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第58号は、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に50万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億4,002万9,000円に、議案第59号は、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算の説明書内容を変更し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億4,586万2,000円に、議案第60号は、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算の説明書内容を変更し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2,340万2,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

議案第58号、簡易水道特別補正予算について、7ページ、2目生活基盤設計耐震化交付事業についてなんですけども、その12節と14節、設計管理委託は減額になっているんだけど、工事費が増額

になっているんですけど、その説明をお願いします。

○建設課長（高田浩君）

この生活基盤施設耐震化等交付金事業費なんですけども、当初予算で工事請負費を1億1,794万計上しておりました。旅費と需用費、そして使用料、この事務費の計上分なんですが、当初192万4,000円計上しております。この中で、生活基盤施設のこれは補助事業なんですが、補助事業全体で事務費を入れまして、工事請負費、そして委託料、そして事務費を入れて1億円で補助金申請をしております。その中で、当初事務費を令和元年度までが事務費の率が2.5%、2%でした。当初192万4,000円計上しておりますが、事務費が令和2年度から2.5%に引き上げられております。その分で事務費を今回増やしました。これ工事請負費1億1,794万です。補助事業費としては当初その分の工事請負費補助分が9,110万で計上しております。要するにこの委託料が減額になりました。減額になった分、事務費は当然50万、今度計上、上げておりますが、その分、請負費で調整をしないといけないということで、工事請負費を今回67万計上して事業費の調整を図っております。以上です。

○6番（吉永常明君）

私が聞きたかったのは、設計管理委託がなくなったのに、何で工事費が上がるのかなと思って疑問に思ったんです。設計管理はやっていたということ。

○建設課長（高田浩君）

設計管理のほうは700万、当初予算で計上しておって、入札で、入札をした583万でした。その分の差額分は今回落としております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第58号、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これから議案第59号、令和2年度農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第59号、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第60号、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第60号、令和2年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第61号 令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第10、議案第61号、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第61号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第61号は、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に1,228万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億8,649万4,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第61号、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第62号 令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第11、議案第62号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第62号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第62号は、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に300万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,860万7,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

一つだけ、7ページの4款の補助金の減額が10万円となっていますけれども、なぜ10万円減額になったのか。

それと、この事業が今現在どういう形で進められているのか、その辺をお聞きします。

○保健福祉課長（栄 光男君）

では、マイナスの10万円の補助金の説明をします。これは、後期高齢者75歳以上の人間ドックの、当初8人分で35万を計上したんですけど、現在のところ申し込みがおりません。そういうことで10万円減しております。令和元年度は2人おったんですけど、今年はまだ今、0ということで、一応10万円マイナスしております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第62号、令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午前11時17分

△ 開 会 午前9時30分

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第63号 宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、議案第63号、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆さん、おはようございます。議案第63号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第63号は、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法施行令の改正による基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第63号、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第64号 宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第2、議案第64号、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第64号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第64号は、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、国の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、高齢層職員の俸給月額の増加額の縮減を図るため条例の一部改正をするもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第64号、宇検村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第65号 宇検辺地総合整備計画の一部変更について

○議長（杉浦治俊君）

日程第3、議案第65号、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第65号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第65号は、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてですが、計画の内容を一部追加変更するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号、宇検辺地総合整備計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第65号、宇検辺地総合整備計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第66号 物品売買契約について

○議長（杉浦治俊君）

日程第4、議案第66号、物品売買契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第66号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第66号は、物品売買契約についてですが、公立学校情報機器整備について、鹿児島県教育委員会による企画提案協議採用決定業者である鹿児島市金生町4番15、富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店長福永志保氏と契約するため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

確認なんんですけど、これ、タブレットを小中学校生徒に1人1台というふうに認識はしているんですけど、それで間違いないですか。

○教育委員会事務局長（松元五月君）

はい、国のGIGAスクール構想において生徒1人ずつに1台端末を提供する予定です。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号、物品売買契約についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第66号、物品売買契約については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 同意第12号 宇検村副村長の選任につき同意を求めることについて

○議長（杉浦治俊君）

日程第5、同意第12号、宇検村副村長の選任につき同意を求めるることについてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

同意第12号について、提案理由のご説明をいたします。

同意第12号は、宇検村副村長の選任につき同意を求めるについてですが、大島郡宇検村宇検194番地の3、植田 稔氏を宇検村副村長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（保池穂好君）

公布時期のほうが明記されていませんけども、公布時期についてお答えを願います。

○村長（元山公知君）

令和3年の1月1日より就任していただきたいと思っております。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これから、同意第12号、宇検村副村長の選任につき同意を求めるについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

したがって、同意第12号、宇検村副村長の選任につき同意を求めるについては同意することに決定いたしました。

△ 日程第6 議員派遣の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、本議会議員を派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

ご異議なしと認めます。

お手元に配付のとおり、本村議会議員を派遣することに決定しました。

△ 日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第7、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長から所管事務調査のうち会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれの委員からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることの決定しました。

△ 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第8、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしております本会議の会期日程と会議の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回宇検村議会定例会を閉会します。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前 9時43分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 杉 浦 治 俊

宇検村議会議員 肥 後 充 浩

宇検村議会議員 吉 永 常 明